

第 4 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和3年2月19日(金) 午前10時00分から

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第12号 令和2年度練馬区指定・登録文化財について (資料1)
- (2) 議案第13号 令和2年度教育関係予算案(補正第6号)に関する意見について (資料2)
- (3) 議案第14号 令和2年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書について (資料3)

2 陳 情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和3年陳情第1号 学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書〔継続審議〕

3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報 告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和3年度学校関係工事計画(案)について (資料4)
 - ② 令和3年度中学校臨海学校について (資料5)
 - ③ 令和3年度練馬区立中学校生徒海外派遣について (資料6)
 - ④ 不登校児童・生徒への支援の充実について (資料7)

- ⑤ 令和3年度「練馬こどもカフェ」の拡大について (資料8)
- ⑥ 保育所のICT化の推進について (資料9)
- ⑦ 多胎児家庭への支援の充実について (資料10)
- ⑧ その他

資 料 1	
-------	--

議案第 1 2 号

令和 2 年度練馬区指定・登録文化財について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 9 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 2 年度練馬区指定・登録文化財について

このことについて、別紙のとおり指定・登録するものとする。

令和2年度練馬区指定・登録文化財について

令和3年1月19日付け、練馬区文化財保護審議会答申（別紙1）に基づき次の文化財を、令和2年度新規指定・登録文化財とする。

今回の指定・登録により指定文化財は49件、登録文化財は214件となる。

1 指定する文化財

種別	名称	員数	所有者	所在地
有形文化財	丸山東遺跡出土の片口土器	1点	練馬区	石神井町5-12-16 石神井公園ふるさと文化館

2 登録する文化財

種別	名称	員数	所有者	所在地
有形文化財	鴨下家文書	一括 (517点)	練馬区	石神井町5-12-16 石神井公園ふるさと文化館

令和2年度練馬区指定・登録文化財の概要

1 指定する文化財

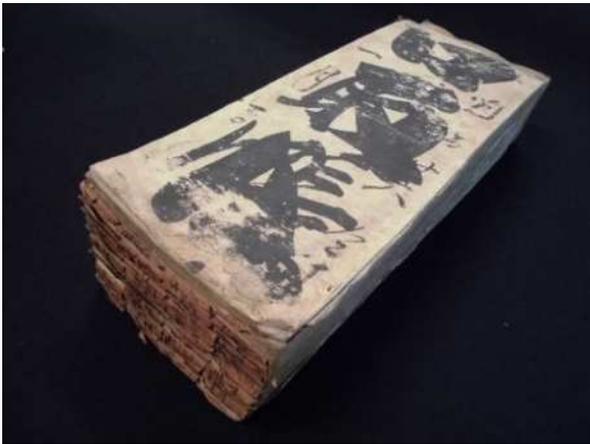


丸山東遺跡出土の片口土器 1点 石神井町5-12-16 石神井公園ふるさと文化館

東京外かく環状道路敷設に先立って発掘調査が行われた外かん道路関連遺跡の丸山東遺跡（大泉町3・4丁目）で出土した。縄文時代前期の関山式土器で、片口をもつ器形である。片口を含めた口縁から胴部下半までの約3分の2が残存しており、口縁・胴部、底部は復元である。

縄文時代前期の関山式期に限定的に存在する片口土器であり、ほぼ完形に復元できた個体は、区内ではこの1点だけである。

2 登録する文化財



明治 26 年 (1893) 「口取帳」



明治 38 年 (1905) 「割麦上納簿」



明治 44 年 (1911) 「契約履行方法届」

鴨下家文書 一括 (517 点) 石神井町 5-12-16 石神井公園ふるさと文化館

三原台 1 丁目 (旧北豊島郡石神井村田中) の鴨下家に伝存した文書類で、明治 19 年 (1886) から昭和 27 年 (1952) 頃までの 517 点。大別すると、水車稼業関連文書類 (203 点)、石神井村関連文書類 (5 点)、鴨下家の生活に関わる文書類 (309 点) に分類できる。昭和 46 年 (1971) と平成 28 年 (2016) に練馬区へ寄贈され、石神井公園ふるさと文化館で収蔵する。鴨下家はかつて水車を利用した精穀業・製粉業を営んだ。

水車を用いた精穀業・製粉業の実態がわかるとともに、地域の歴史や生活の様相を知ることができる。



別紙 1

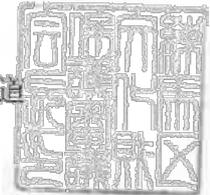
2 練文保審第 3 号

令和 3 年 1 月 19 日

練馬区教育委員会 殿

練馬区文化財保護審議会

会長 副島 弘道



文化財の指定・登録について (答申)

令和 2 年 11 月 5 日付け、2 練地文第 638 号で諮問のあった令和 2 年度練馬区指定・登録文化財について、練馬区文化財保護条例第 21 条第 2 項の規定に基づき、調査並びに審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、各文化財の説明書は、別紙のとおりです。

記

1 指定すべき文化財

1	名称	丸山東遺跡出土の片口土器		
	種別	有形文化財	員数	1 点
	所有者	練馬区		
	所在地	石神井町 5-12-16 石神井公園ふるさと文化館		
	審議結果	「基準」第 2 の 1 (5) 該当により指定に値する。		



2 登録すべき文化財

1	名称	鴨下家文書		
	種別	有形文化財	員数	一括 (517点)
	所有者	練馬区		
	所在地	石神井町5-12-16 石神井公園ふるさと文化館		
	審議結果	「基準」第1の1(4)ア該当により登録に値する。		

令和2年度練馬区文化財保護審議会答申 説明書（別紙）

【指定】

1 名称および員数

丸山東遺跡出土の片口土器 1点

2 種別

有形文化財

3 所有者

練馬区

4 所在地

石神井町5-12-16 石神井公園ふるさと文化館

5 大きさ

口径34cm、残存高42cm（復元高45cm）、厚さ1.2cm

6 説明

(1) 器種および遺存状態

深鉢形。片口を含めた口縁から胴部下半までの約3分の2が残存しており、口縁・胴部、底部は復元である。

(2) 時代

縄文時代前期

(3) 特徴

本資料は、縄文時代前期の関山式土器で、片口をもつ器形である。関山式土器は、埼玉県蓮田市関山貝塚から出土した土器群が典型とされ、縄文時代前期の関東地方の土器編年の基準となっている。関山式土器の特徴は、明るい橙色を帯びた色調であり、胎土に植物繊維を含む。文様は多種多様な縄文が見られる。縄を組み合わせて施文の方向を変えて羽状や幾何学的な文様、縄文の上に半截竹管を用いてコンパス文や三角形のモチーフが描かれるものもある。本資料は、環付末端の単節縄文を駆使して多様な文様効果を生み出している点が特徴となっている。

器形は、口縁の一方にU字状の片口をもち、口縁から胴部上半にかけてやや括れ、胴部下半が張り、胴部下半から底部にかけて窄まる。文様は、器面全体に環付末端を押圧しながらRLの単節縄文を横方向に施したものを基本とする。口縁部で7段の環付末端と斜行縄文がある。胴部上半では、4段の環付末端と斜行縄文があり、加えて縦や斜め方向に転がして羽状や菱形のモチーフを表出させている。また、菱形のモチーフを重ねて2段の環付末端が部分的に押圧されている。胴部下半では、2段の環付末端と斜行縄文、さらにその下に1段の環付末端と斜行縄文がある。

(4) 丸山東遺跡について

外かん道路関連遺跡に含まれ、大泉町3丁目から4丁目に所在する。平成2年(1990)から平成4年(1992)に、東京外かく環状道路敷設に先立って発掘調査を行った。遺跡は、白子川左岸の平坦な微高地を形成する低位段丘面から旧河川の氾濫原である沖積低地部にかけて広がる。縄文土器の大半が遺構外の埋没谷の低位面から出土しており、このうち前期の土器は埋没谷の砂礫層の上に集中している。本例も、遺構外から出土しており、片口土器は他に破片が2点出土している。

発見された遺構には、旧石器時代の石器製作跡、縄文時代早期の炉穴・集石土坑、前期の竪穴住居跡、弥生時代の方形周溝墓、古墳時代の竪穴住居跡等がある。出土遺物の中には、縄文時代中期の「丸山東遺跡出土の石棒」(区指定文化財)、弥生時代の「丸山東遺跡方形周溝墓出土品」(都指定文化財)、弥生時代から古墳時代の「丸山東遺跡出土の木製品」(区指定文化財)がある。

7 指定の理由

本資料は、縄文時代前期の関山式期に限定的に存在する片口土器であり、ほぼ完形に復元できた個体は、区内ではこの1点だけである。縄文の特徴をよく生かした施文手法がみられる。歴史的および学術的価値が高い。

8 指定基準

「練馬区文化財登録・指定基準」の第2「練馬区指定文化財」の1「練馬区指定有形文化財」の(5)「考古資料」に該当する。

9 主要参考文献

山内清男「斜行縄紋に関する二三の観察」(『山内清男・先史考古学論文集・第五冊』先史考古学会、1967年)

渡辺誠「縄文時代の片口付き土器」(『名古屋大学文学部研究論集史学』39

卷、1993年)

東京外かく環状道路練馬地区遺跡調査会『東北縦貫自動車道弘前線(東京外かく環状道路)に係る埋蔵文化財発掘調査報告⑤丸山東遺跡Ⅱ東京外かく環状道路練馬地区遺跡(C・D地区)発掘調査報告書』1995年

奥山麦生「関山式における片口土器の基礎的研究」(『埼葛地域文化の研究』埼葛地区文化財担当者会、1996年)

建石徹『縄文土器前期』(『日本の美術』496号、至文堂、2007年)

鈴木克彦『注口土器の集成研究』雄山閣、2007年

井出浩正「第2章 美の7うねり」(東京国立博物館・NHK・NHKプロモーション編『特別展 縄文—1万年の美の鼓動』朝日新聞社、2018年)

【登録】

1 名称および員数

鴨下家文書 一括 (517 点)

2 種別

有形文化財

3 所有者

練馬区

4 所在地

石神井町 5-12-16 石神井公園ふるさと文化館

5 説明

(1) 概要

三原台 1 丁目 (旧北豊島郡石神井村田中) の鴨下家に伝存した文書類で、明治 19 年 (1886) から昭和 27 年 (1952) 頃までの 517 点。大別すると、水車稼業関連文書類 (203 点)、石神井村関連文書類 (5 点)、鴨下家の生活に関わる文書類 (309 点) に分類できる。昭和 46 年 (1971) と平成 28 年 (2016) に練馬区へ寄贈され、石神井公園ふるさと文化館で収蔵する。

(2) 鴨下家と水車稼業

かつて鴨下家は、北豊島郡石神井村田中 (現南田中 5 丁目) に在り、醤油醸造業を営んだ。明治 19 年 (1886) の文書から由右衛門の名が見られ、由右衛門は水車を利用した精穀業・製粉業も営んだ。息子に栄蔵、定吉がいる。醤油醸造業は栄蔵が継ぎ、水車稼業は現在の三原台に分家した定吉が主として経営を担った。由右衛門は、明治 22 年 (1889) に石神井村収入役、栄蔵は大正 4 年 (1915) の時点で石神井村村会議員、学務委員等を務め、定吉は大正 12 年 (1923) に田中同交会の名誉会員を務める等、地域の中で要職を担った。田中同交会とは、石神井村字田中の住民が会員相互の親睦を深め、「立憲時下ノ国民タル修養ヲ積ミ専ラ風教ノ改善人格ノ向上発展」を図ることにより、「社会ノ利福ヲ助成スル」目的で発足した会である。

鴨下家の水車は 3 か所ある。「谷原水車」(旧北豊島郡石神井村谷原字千川、現富士見台 1 丁目) は、千川上水筋の水車で、由右衛門が明治 14 年 (1881) には所有していたことがわかるが、大正 10 年 (1921) 頃に廃業した。「鴨下

水車」(旧北豊島郡石神井村田中字西、現三原台1丁目)は、明治22年(1889)に、由右衛門が田柄用水筋に新設し、由右衛門の後、定吉、栄一が引き継いだ。水車小屋は大正時代に建て替えられ、その前後に動力は水力から電力に転換されたと伝わる。この水車小屋は平成27年(2016)に取り壊された。

旧田中字原の水車(旧田中字原、現南田中1丁目)は、明治35年(1902)に栄蔵が入手した千川上水筋の既存の水車である。後に人手に渡り、八成水車として、昭和戦前期まで稼働した。

(3) 水車稼働関連文書類 (203点)

明治19年(1886)から昭和27年(1952)頃までの、「谷原水車」と「鴨下水車」を用いた精穀業・製粉業の実態と変遷がわかる文書類である。

当座帳、注文控帳、大宝恵帳、口取帳、割麦上納簿、引合帳、通帳、判取帳、仕入帳、搗物請合帳、杵貸切控帳、貫目帳、雇人帳等は帳簿類である。

当座帳や注文控帳は、顧客から注文を受けた際の記録であり、販売品名と金額を記している。大宝恵帳と口取帳には、取引先一覧を見出しに付け、取引先毎に納品日、商品名、金額、数量を記している。これらから主な商品と出荷先の状況が分かる。商品は、明治時代は割麦、竹林(丸麦)、裸麦、麩が多く、大正時代は押麦、昭和時代は改良麦が多くなる。出荷先は、田町、銀座、神田、上野、小石川、本郷、四ツ谷、新宿等の東京市中が多く、雑穀商、乾物商、うどん屋等に出荷した。

割麦上納簿は、近衛歩兵第二連隊(現千代田区)、近衛歩兵第四連隊(現港区)等の陸軍への販売記録である。明治30年代から陸軍への大口需要を確保し、定期的に挽割麦を納品したことが分かる。なお、近衛騎兵連隊(現千代田区)と陸軍気球隊(現中野区)に納品するために、近衛師団経理部(現千代田区)と取り交わした入札書控や契約履行方法届も残る。

引合帳、通帳、判取帳は、売買取引で用いられた帳面である。通帳には、明治時代から大正時代に、東京市日本橋区蛸殻町(現中央区)の東京米穀商品取引所等の仲買人へ精米を売った記録が残る。

仕入帳は、仕入日、仕入名、金額、数量、取引先名を記している。仕入品は、大麦、裸麦、割麦、黍、小麦等である。仕入先は、主に近隣農村であったが、大正15年(1926)の仕入帳では、茨城県古河町(現古河市)といった遠方との取引も見られる。

他に、搗物請合帳、杵貸切控帳、貫目帳、雇人帳があり、水車の稼働実態と近隣農家の利用状況を知ることができる。

その他、「谷原水車」の水車貸借に関する文書類、水車製粉業廃業届、水路惣代への水料領収書、用水路川浚い期日の通知、昭和2年(1927)から昭和9年(1934)までの遠方との商業取引に使った電報等が残る。

(4) 石神井村関連文書類 (5点)

大正時代と昭和時代初めの石神井村に関わる文書が残る。大正3年(1914)の石神井村村会議員選挙への投票の勧め、大正8年(1919)に石神井村が里道白子道修繕費用の全額補助を決定した通知書、大正12年(1923)発足の田中同交会設立関係資料、昭和3年(1928)の村会議員当選御礼葉書、昭和8年(1933)の社団法人石神井風致協会が開催する土地区画整理談話会の案内葉書が残る。

(5) 鴨下家の生活に関わる文書類 (309点)

主に明治時代から昭和時代初めまでの鴨下家の生活に関わる文書類である。生活用品購入等の通帳・領収書(16点)、新聞代・電話料金・電灯料金等の領収書(112点)、主に昭和時代初めの教科書類(101点)、その他(80点)に分類できる。その他として分類したものには、明治時代の石神井村立小学校の就学通知書、大正11年(1922)の主屋の建築見積控、大正4年(1915)の武蔵野鉄道池袋飯能間全線開通時の広告、昭和13年(1928)の豊島園納涼花火大会の広告等がある。

6 登録の理由

本資料は、明治時代・大正時代・昭和時代初めの文書類で、水車稼業関連文書類、石神井村関連文書類、鴨下家の生活に関わる文書類から成る。水車を用いた精穀業・製粉業の実態がわかるとともに、地域の歴史や生活の様相を知ることができる。

7 登録基準

「練馬区文化財登録・指定基準」の第1「練馬区登録文化財」の1「練馬区登録有形文化財」の(4)「古文書」ア「地域的文化史上意義のあるもの」に該当する。

8 主要参考文献

東京府北豊島郡石神井村役場編『石神井村誌』東京府北豊島郡石神井村役場、1915年

石神井図書館郷土資料室編『練馬の水系』練馬区教育委員会、1976年
練馬農業協同組合史第二巻編纂委員会編『練馬農業協同組合史』練馬農業協同組合、1980年

伊藤好一「千川のハチナリ水車」(『武蔵野と水車小屋—江戸近郊製粉事情—』クオリア、1984年)

滝口宏・松下正巳「三 近世の村とくらし」(『練馬区小史』練馬区、1987年)

鈴木芳行『近代東京の水車—『水車台帳』の集成—』岩田書院、1994年
伊郷吉信「練馬区三原台 鴨下家水車小屋・主屋（座敷棟）調査報告書」練馬区、2015年
国分寺市教育委員会『榎戸水車調査報告書』国分寺市教育委員会、2020年

議案第 1 3 号

令和 2 年度教育関係予算案（補正第 6 号）に関する意見について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 9 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 2 年度教育関係予算案（補正第 6 号）に関する意見について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定にもとづき、練馬区長から参考資料のとおり意見を求められたので、別紙のとおり回答する。

別 紙

令和 2 年度教育関係予算案（補正第 6 号）に関する意見について

令和 2 年度教育関係予算案（補正第 6 号）について、当委員会として同意します。



参考資料

2 練企財第 290 号
令和 3 年 2 月 16 日

練馬区教育委員会教育長 殿

練馬区長 前川 耀男



令和 2 年度教育関係予算案（補正第 6 号）に関する意見聴取について

令和 2 年度教育関係予算案（補正第 6 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、下記のとおり貴委員会の意見をお聴きします。

記

- 1 件名
令和 2 年度教育関係予算案（補正第 6 号）
- 2 歳入歳出予算の内容
別添「令和 2 年度教育関係予算案（補正第 6 号）について」のとおり
- 3 回答期限について
令和 3 年 2 月 19 日（金）までに、貴委員会の意見の提出をお願いいたします。

担当

練馬区 企画部 財政課 財政担当係
内線 5685



令和2年度 教育関係予算案(補正第6号)について

1 一般会計 (教育費・こども家庭費)

【歳入】

単位:千円

	款	補正前の額	補正額	補正後の額
教育関係予算	分担金及び負担金	948,124	△ 200,828	747,296
	使用料及び手数料	630,281	△ 135,944	494,337
	国庫支出金	20,804,004	△ 83,330	20,720,674
	都支出金	12,990,506	△ 394,132	12,596,374
	財産収入	32,012	0	32,012
	寄付金	110	2,278	2,388
	繰入金	617,162	△ 615,662	1,500
	諸収入	32,196	17,287	49,483
	特別区債	3,152,000	△ 639,000	2,513,000
計		39,206,395	△ 2,049,331	37,157,064

【歳出】

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
10 教育費		35,878,112	△ 2,945,250	32,932,862
	1 教育総務費	8,759,150	△ 798,077	7,961,073
	2 小学校費	13,175,348	△ 1,202,197	11,973,151
	3 中学校費	7,297,151	△ 596,957	6,700,194
	4 幼稚園費	6,646,463	△ 348,019	6,298,444
11 こども家庭費	1 こども家庭費	74,423,600	△ 2,269,894	72,153,706
計		110,301,712	△ 5,215,144	105,086,568

単位:千円

一般会計 歳出予算総額

補正前の額	補正額	補正後の額
373,392,979	△ 9,696,866	363,696,113

2 予算案の内容

(1) 一般会計(教育費・こども家庭費 歳入)

項目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額
分担金及び負担金		948,124	△ 200,828	747,296
1	こども家庭費負担金	948,124	△ 200,828	747,296
	1 保育所費	948,124	△ 200,828	747,296
使用料及び手数料		630,281	△ 135,944	494,337
1	教育使用料	19,519	△ 2,750	16,769
	1 学校使用料	9,878	△ 2,750	7,128
	学校設備使用料	5,750	△ 2,750	3,000
2	こども家庭使用料	610,219	△ 133,194	477,025
	1 子ども家庭支援センター使用料	31,681	△ 12,000	19,681
	2 青少年館使用料	4,747	△ 1,283	3,464
	3 児童福祉施設使用料	573,777	△ 119,911	453,866
国庫支出金		20,804,004	△ 83,330	20,720,674
1	教育費負担金	2,010,870	△ 226,485	1,784,385
	1 幼稚園等給付費	797,653	153	797,806
	2 子育てのための施設等利用給付費	1,149,747	△ 226,638	923,109
2	こども家庭費負担金	14,641,789	△ 224,954	14,416,835
	1 児童手当給付費	6,896,936	△ 75,380	6,821,556
	2 児童扶養手当給付費	659,397	△ 57,436	601,961
	3 保育給付費	7,028,978	△ 86,413	6,942,565
	4 子育てのための施設等利用給付費	56,478	△ 5,725	50,753
3	教育費補助金	1,004,163	130,747	1,134,910
	1 特別支援学級就学奨励費	5,398	△ 258	5,140
	2 修学旅行扶助費	3,661	△ 3,661	0
	3 大規模改修費	117,938	△ 6,113	111,825
	4 学校施設整備費	599,240	148,546	747,786
	5 地域子ども・子育て支援事業費	104,495	△ 6,582	97,913
	6 宿舍借り上げ支援事業費	2,460	4,920	7,380
	7 インクルーシブ教育システム推進事業費	2,394	△ 833	1,561
	8 生活困窮者自立支援事業費	21,972	3,780	25,752
	9 オンライン学習環境整備費	6,976	△ 5,261	1,715
	10 学校臨時休業対策事業費	29,400	△ 3,791	25,609

項目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額
4	こども家庭費補助金	3,135,614	237,362	3,372,976
	1 地域子ども・子育て支援事業費	799,485	17,121	816,606
	2 保育対策総合支援事業費	743,616	202,144	945,760
	3 保育所等整備事業費	137,151	△ 137,151	0
	4 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費	726,000	△ 6,470	719,530
	5 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費	18,692	△ 3,352	15,340
	6 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費	617,850	165,070	782,920
都支出金		12,990,506	△ 394,132	12,596,374
1	教育費負担金	1,222,152	△ 108,464	1,113,688
	1 幼稚園等給付費	647,279	4,855	652,134
	2 子育てのための施設等利用給付費	574,873	△ 113,319	461,554
2	こども家庭費負担金	4,753,039	△ 41,370	4,711,669
	1 保育給付費	3,247,599	△ 38,509	3,209,090
	2 子育てのための施設等利用給付費	28,238	△ 2,861	25,377
3	総務費補助金	664,862	△ 150,862	514,000
	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	664,862	△ 150,862	514,000
4	都市整備費補助金	0	224	224
	1 ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業費	0	224	224
5	教育費補助金	1,025,985	55,643	1,081,628
	1 学校施設整備費	392,730	△ 2,332	390,398
	2 私立幼稚園負担軽減費	119,888	65,171	185,059
	3 一時預かり事業費	254,477	16,138	270,615
	4 学力向上推進校事業費	1,500	△ 1,008	492
	5 スクールソーシャルワーカー活用事業費	405	△ 85	320
	6 地域学校協働活動推進事業費	26,818	△ 4,000	22,818
	7 宿舍借り上げ支援事業費	1,230	2,460	3,690
	8 地域子ども子育て支援事業費	14,962	△ 13,708	1,254
	9 保育サービス推進事業費	450	150	600
	10 学校における働き方改革推進事業費	25,000	△ 10,117	14,883
	11 幼児教育・保育無償化実施事業費	15,842	1,985	17,827
	12 オンライン学習環境整備費	6,976	△ 5,261	1,715
	13 教育支援センター機能強化補助事業費	0	6,250	6,250

項目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額
6	こども家庭費補助金	5,296,935	△ 144,994	5,151,941
	1 一時預かり・定期利用保育事業費	6,715	△ 6,122	593
	2 放課後子ども教室推進事業費	142,899	△ 5,753	137,146
	3 待機児童解消区市町村支援事業費	626,009	△ 76,770	549,239
	4 地域における青少年健全育成応援事業費	150	△ 150	0
	5 福祉保健区市町村包括補助事業費	206,199	△ 19,847	186,352
	子供家庭支援区市町村包括補助事業費	206,199	△ 19,847	186,352
	6 都型学童クラブ事業費	218,827	△ 9,000	209,827
	7 地域子ども・子育て支援事業費	716,295	△ 2,095	714,200
	8 保育士等キャリアアップ事業費	1,057,735	△ 31,203	1,026,532
	9 宿舎借り上げ支援事業費	318,720	6,126	324,846
	10 認可外保育施設利用支援事業費	177,168	9,422	186,590
	11 保育所等賃借料補助事業費	676,585	3,511	680,096
	12 保育所等におけるICT化推進事業費	34,900	△ 11,250	23,650
	13 保育補助者雇上強化事業費	3,384	1,822	5,206
	14 賃貸物件による保育所の開設準備経費補助事業費	56,998	10,041	67,039
	15 区市町村認可居宅訪問型保育促進事業費	22,882	△ 10,069	12,813
	16 認証化移行支援事業費	27,359	△ 8,530	18,829
	17 保育所等利用多子世帯負担軽減事業費	271,128	△ 5,928	265,200
	18 幼児教育・保育無償化実施事業費	38,337	△ 5,414	32,923
	19 保育サービス推進事業費	404,848	△ 5,388	399,460
	20 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費	187,041	3,907	190,948
	21 保育所等における児童の安全対策強化事業費	0	2,000	2,000
	22 地域人材確保総合支援事業費	0	13,696	13,696
	23 子供・若者自立等支援体制整備事業費	0	2,000	2,000
7	教育費委託金	19,916	△ 4,309	15,607
	1 オリンピック・パラリンピック教育推進事業費	17,350	△ 4,309	13,041
寄付金		110	2,278	2,388
1	指定寄付金	110	2,278	2,388
	1 指定寄付金	110	2,278	2,388
繰入金		617,162	△ 615,662	1,500
2	財政調整基金繰入金	615,662	△ 615,662	0
	1 財政調整基金繰入金	615,662	△ 615,662	0

項目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額
諸収入		32,196	17,287	49,483
1	雑入	30,445	17,287	47,732
特別区債		3,152,000	△ 639,000	2,513,000
1	教育債	2,480,000	△ 533,000	1,947,000
	1 校舎等建設債	2,480,000	△ 533,000	1,947,000
2	こども家庭債	672,000	△ 106,000	566,000
	1 公共施設等大規模改修債	429,000	1,000	430,000
	2 公共施設等建設債	243,000	△ 107,000	136,000

2 歳出 (1)教育費

単位:千円

款	項	目	補正額	説明
教育費			△ 2,945,250	
1 教育総務費			△ 798,077	
1 学校教育総務費			△ 664,929	
1 職員人件費			△ 92,060	
給料			△ 37,200	②
扶養手当			△ 1,180	③
地域手当			△ 5,440	③
期末手当			△ 11,500	③
勤勉手当			△ 6,500	③
管理職手当			△ 740	③
通勤手当			△ 1,720	③
住居手当			△ 1,150	③
時間外勤務手当			△ 7,060	③
共済費			△ 19,570	④
2 一般事務費			△ 43,605	
(1) コンストラクションマネジメント業務経費			△ 30,305	⑫
業務委託料				
(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費			△ 13,300	
消耗品費			753	⑩
修学旅行積立金返金業務委託料			1,570	⑫
携帯電話賃借料			△ 7,500	⑬
給食用食材費等補償費			△ 35,578	⑳
学校行事中止経費補償費			27,455	㉑
3 教職員福利厚生費			2,553	
(1) 教職員福利厚生諸費			△ 647	⑩
貸与被服購入費				
(2) 教職員健康管理費			3,200	⑫
健康診断委託料				
4 外国人学校児童生徒保護者負担軽減費			532	⑬
負担軽減補助金				
5 学校給食経費			△ 1,315	⑩
(1) 一般事務費				
消耗品費および印刷費				
6 学校情報化推進経費			△ 490,800	
(1) 教育ネットワーク経費				
1) ネットワーク基盤整備費			△ 159,800	
パソコン用消耗品費等			△ 7,800	⑩
修繕料			△ 2,000	⑩
回線使用料等			△ 150,000	⑪
2) 教育システム運用経費			△ 331,000	
システム運用保守等委託料			△ 40,000	⑫
教育ICT機器設置等委託料			△ 73,000	⑫
電算機等賃借料			△ 218,000	⑬
7 学校における働き方改革推進事業経費			△ 40,234	
(1) 部活動指導経費			△ 20,000	⑦
指導員等謝礼				
(2) 教職員出退勤システム経費			△ 20,234	⑫

款	項	目	補正額	説	明
				開発委託料	
	2	教育指導費	△ 99,812	1 指導事務費	△ 5,684
				(1) 事務費	△ 5,684
				教科書協議会等委員謝礼	343 ⑦
				副教材整備費	△ 6,027 ⑩
				2 学力向上推進経費	△ 48,318
				(1) オリンピック・パラリンピック教育推進事業経費	△ 36,874
				講師謝礼	△ 4,500 ⑦
				消耗品費	△ 6,000 ⑩
				児童・生徒交通費	△ 20,440 ⑪
				看護師派遣業務委託料	△ 5,934 ⑫
				(2) 学力調査研究経費	△ 9,115 ⑫
				学力調査実施委託料	
				(3) 学力向上推進事業経費	△ 1,007
				消耗品費	244 ⑩
				プロジェクター等購入費	△ 1,251 ⑰
				(4) プログラミング教育推進事業経費	△ 1,322 ⑩
				消耗品費	
				3 国際理解教育推進経費	△ 37,310
				(1) 中学生海外派遣経費	△ 36,408
				旅費	△ 453 ⑧
				消耗品費および印刷費	△ 1,508 ⑩
				通信費等	△ 115 ⑪
				生徒海外渡航費等	△ 33,927 ⑫
				英会話研修委託料	△ 405 ⑫
				(2) 海外中学生受入経費	△ 902
				食糧費	△ 572 ⑩
				賄費	△ 13 ⑩
				消耗品費	△ 186 ⑩
				洗濯料等	△ 76 ⑪
				歓迎会場用物品賃借料	△ 55 ⑬
				4 特別支援教育推進経費	△ 2,500 ⑫
				医療的ケア児支援委託料	
				5 学校・地域連携事業経費	△ 6,000 ⑦
				(1) 運営費	
				コーディネーター等謝礼	
	3	学校教育支援センター費	△ 1,262	1 維持管理費	△ 1,968
				(1) 施設維持管理費	
				光熱水費	873 ⑩
				電話料	385 ⑪
				清掃料	33 ⑪
				建物管理業務等委託料	△ 3,300 ⑫
				各種機器保守等委託料	11 ⑫
				機械警備委託料	30 ⑫
				2 学校教育研究活動経費	△ 1,096 ⑫
				(1) 科学教室経費	
				科学教室委託料	

単位:千円

款	項	目	補正額	説	明
				3 教育相談運営経費	△ 4,200 ⑦
				(1) 学校支援経費	
				1) 心のふれあい相談員配置事業経費	△ 3,000
				心のふれあい相談員謝礼	
				2) 校内研修支援経費	△ 1,200
				講師等謝礼	
				4 不登校対策経費	10,502
				(1) フリーマインド運営経費	△ 2,400 ⑦
				指導協力員謝礼	
				(2) 不登校児童・生徒支援強化経費	12,902
				初度調弁費(一般需用費)	2,172 ⑩
				学習・居場所支援委託料	3,629 ⑫
				建物借上料	5,645 ⑬
				維持補修費	1,068 ⑭
				初度調弁費(備品購入費)	388 ⑰
				5 学習支援事業経費	△ 4,500 ⑫
				学習支援委託料	
	4	少年自然の家費	△ 911	1 維持運営費	△ 911
				(1) 維持管理費	
				土地鑑定料	1,578 ⑪
				工事監理委託料	△ 5,500 ⑫
				用地買収費	3,011 ⑯
	5	図書館費	△ 31,163	1 維持運営費	△ 3,241 ⑫
				(1) 学校図書館システム経費	
				蔵書データ化作業委託料	
				2 各種事業経費	△ 27,922
				(1) 一般事業経費	△ 26,292
				図書等資料購入費	△ 21,355 ⑩
				消耗品費および印刷費等	△ 852 ⑩
				運行等委託料	△ 4,085 ⑫
				(2) 子どもの読書推進経費	△ 1,630 ⑩
				図書購入費	△ 1,405
				消耗品費および印刷費	△ 225
	2	小学校費	△ 1,202,197		
		1 学校管理費	△ 480,979	1 職員人件費	△ 80,460
				給料	△ 35,400 ②
				扶養手当	△ 600 ③
				地域手当	△ 7,230 ③
				期末手当	△ 11,310 ③
				勤勉手当	△ 8,040 ③
				通勤手当	△ 1,740 ③
				住居手当	90 ③
				時間外勤務手当	△ 400 ③
				共済費	△ 15,830 ④

款	項	目	補正額	説	明
				2 学校管理運営費	△ 243,432
				(1) 学校維持運営費	△ 91,174
				1) 各学校管理費	△ 66,529 ⑩
				一般需用費	
				2) 維持管理費	△ 24,645
				光熱水費	△ 30,000 ⑩
				電話料	6,786 ⑪
				廃棄物処理等委託料	△ 1,800 ⑫
				可搬型階段昇降機賃借料	369 ⑬
				(2) 学校施設管理経費	△ 47,208 ⑫
				施設管理等委託料	
				(3) 学童擁護経費	△ 29,780 ⑫
				学童擁護委託料	
				(4) 校具等整備充実費	△ 6,908
				机、椅子等購入費	△ 2,908 ⑩
				各校用校具等購入費	△ 4,000 ⑰
				(5) 特別支援学級経費	△ 12,977
				1) 各学級運営費	△ 1,099 ⑩
				教材購入費等	
				2) 宿泊学習経費	△ 11,878
				補助指導員謝礼	△ 2,352 ⑦
				宿泊学習用消耗品費等	△ 54 ⑩
				児童交通費等	△ 17 ⑪
				傷害保険料	△ 30 ⑪
				常駐看護師業務等委託料	△ 902 ⑫
				バス借上料等	△ 8,523 ⑬
				(6) 学校行事費	△ 55,385
				1) 各校行事費	△ 44,478
				プール指導員謝礼	△ 16,756 ⑦
				傷害保険料	△ 161 ⑪
				バス借上料	△ 26,770 ⑬
				会場使用料	△ 791 ⑬
				2) 連合行事費	△ 10,907 ⑱
				水泳記録会補助金	△ 70
				音楽鑑賞教室等補助金	△ 10,268
				都連合行事補助金	△ 569
				3 校外授業経費	△ 157,087
				引率補助者謝礼	△ 13,917 ⑦
				体験学習指導員謝礼	△ 1,170 ⑦
				旅費	△ 47 ⑧
				卒業生記念事業支援経費	32,300 ⑩
				損害保険料	△ 291 ⑪
				体験学習指導料	△ 180 ⑫
				常駐看護師等業務委託料	△ 18,071 ⑫
				バス借上料等	△ 153,709 ⑬
				地引き網使用料	△ 2,002 ⑬

単位:千円

款	項	目	補正額	説明	明
		2 学校営繕費	△ 646,530	1 学校営繕費	△ 646,530
				(1) 改修工事経費	
				設計等委託料	△ 30,420 ⑫
				一般改修工事費	△ 87,430 ⑭
				校舎等改修工事費	△ 506,980 ⑭
				給水設備等改修工事費	△ 21,700 ⑭
		3 教育振興費	△ 63,934	1 各種扶助費	△ 63,934 ⑲
				就学援助費	
		4 学校給食費	△ 8,758	1 学校給食維持運営費	△ 8,758
				(1) 各学校管理費	△ 1,881 ⑩
				消耗品費	△ 1,458
				修繕料	△ 423
				(2) 維持管理費	△ 13,598
				食器購入費	△ 2,323 ⑩
				洗剤等購入費	△ 3,698 ⑩
				白衣等購入費	△ 230 ⑩
				修繕料	△ 1,047 ⑩
				調理業務委託料	△ 6,300 ⑫
				(3) 施設設備整備費	6,721 ⑰
				調理用備品等購入費	
		5 学校保健費	△ 1,996	1 保健管理費	△ 384
				旅費	△ 366 ⑧
				各種保険大会参加分担金	△ 18 ⑱
				2 児童健康診断経費	△ 1,500 ⑫
				(1) 児童検査費	
				腎臓病等検査費	△ 1,000
				健康診断器具滅菌委託料	△ 500
				3 歯と口の健康事業経費	△ 112 ⑪
				試薬培養器運搬料	
3	中学校費		△ 596,957		
		1 学校管理費	△ 217,579	1 学校管理運営費	△ 177,489
				(1) 学校維持運営費	△ 96,695
				1) 各学校管理費	△ 31,478 ⑩
				一般需用費	
				2) 維持管理費	△ 65,217
				光熱水費	△ 60,000 ⑩
				校舎ガラス、給水タンク等清掃料	△ 2,217 ⑪
				廃棄物処理等委託料	△ 3,000 ⑫
				(2) 学校施設管理経費	△ 29,572 ⑫
				施設管理等委託料	
				(3) 校具等整備充実費	△ 4,000 ⑩
				机、椅子等購入費	
				(4) 特別支援学級経費	△ 14,485
				1) 各学級運営費	△ 697
				教材購入費等	△ 32 ⑩
				聴力測定器点検料等	△ 55 ⑪
				合同文化発表会照明等委託料	△ 93 ⑫
				施設使用料	△ 517 ⑬

款	項	目	補正額	説	明
				2) 宿泊学習経費	△ 13,788
				補助指導員謝礼	△ 1,911 ⑦
				宿泊学習用消耗品費等	△ 30 ⑩
				傷害保険料	△ 21 ⑪
				スキー指導等委託料	△ 3,909 ⑫
				バス借上料等	△ 7,917 ⑬
				(5) 学校行事費	△ 32,737
				1) 各校行事費	△ 5,560
				プール指導員謝礼	△ 550 ⑦
				傷害保険料	△ 10 ⑪
				会場使用料等	△ 5,000 ⑬
				2) 連合行事費	△ 24,334 ⑱
				区体育大会補助金	△ 7,300
				音楽鑑賞教室等補助金	△ 17,034
				3) 部活動大会参加等経費	△ 2,843
				消耗品費	△ 244 ⑩
				生徒交通費	△ 1,000 ⑪
				生徒宿泊費等	△ 1,599 ⑬
				2 校外授業経費	△ 40,090
				(1) 修学旅行経費	△ 7,240
				引率補助者謝礼	△ 2,006 ⑦
				損害保険料	△ 9 ⑪
				同行看護師等業務委託料	△ 4,479 ⑫
				車両借上料	△ 746 ⑬
				(2) 中学校2年生移動教室経費	△ 78,832
				引率補助者謝礼	△ 973 ⑦
				旅費	△ 65 ⑧
				消耗品費	△ 34 ⑩
				学習資料作成費	△ 366 ⑩
				損害保険料	△ 19 ⑪
				運搬料	△ 20 ⑪
				スキー指導委託料	△ 22,434 ⑫
				常駐看護師等業務委託料	△ 4,473 ⑫
				バス借上料	△ 50,448 ⑬
				(3) 中学校林間学校経費	△ 502 ⑫
				常駐看護師業務委託料	
				(4) 卒業記念事業経費	46,484
				卒業生記念事業支援経費	3,300 ⑩
				修学旅行代替事業委託料	43,184 ⑫
		2 学校営繕費	△ 240,200	1 学校営繕費	△ 240,200
				(1) 改修工事経費	
				設計等委託料	△ 33,800 ⑫
				一般改修工事費	△ 179,510 ⑭
				校舎等改修工事費	△ 4,820 ⑭
				校地整備費	△ 22,070 ⑭
		3 教育振興費	△ 118,162	1 各種扶助費	△ 118,162 ⑲
				就学援助費	△ 115,574
				特別支援学級就学奨励費	△ 2,588

単位:千円

款	項	目	補正額	説	明
		4 学校給食費	△ 3,820	1 学校給食維持運営費	△ 3,820 ⑩
				(1) 各学校管理費	△ 745
				消耗品費	
				(2) 維持管理費	△ 3,075
				食器購入費	△ 899
				洗剤等購入費	△ 1,437
				エプロン等購入費	△ 69
				修繕料	△ 670
		5 学校保健費	△ 2,196	1 保健管理費	△ 196
				旅費	△ 181 ⑧
				各種保険大会参加分担金	△ 15 ⑱
				2 生徒健康診断経費	△ 2,000 ⑫
				(1) 生徒検査費	
				腎臓病等検査費	△ 1,000
				貧血検査費	△ 1,000
		6 学校施設整備費	△ 15,000	1 校舎建設費	△ 15,000 ⑫
				(1) 校舎等整備費	
				設計等委託料	
		4 幼稚園費	△ 348,019		
		1 幼稚園管理費	△ 17,686	1 職員人件費	△ 18,280
				給料	△ 10,110 ②
				地域手当	△ 640 ③
				期末手当	△ 4,450 ③
				勤勉手当	△ 1,250 ③
				通勤手当	△ 730 ③
				住居手当	370 ③
				共済費	△ 1,470 ④
				2 維持運営費	13
				(1) 運営費	
				1) 運営諸費	
				教材等購入費および修繕料	△ 1,185 ⑩
				幼稚園システム改修委託料	4,598 ⑫
				給食提供委託料	△ 3,400 ⑫
				3 都支出金概算交付金の精算金	581 ⑫
				令和元年度分	
		2 教育振興費	△ 330,333	1 私立幼稚園等運営費	△ 6,305 ⑱
				認定こども園給付費	
				2 各種助成費	△ 457,473
				心身障害児保育委託料	△ 15,000 ⑫
				園児保護者負担軽減費補助金	△ 60,000 ⑱
				私立幼稚園等助成費	△ 16,673 ⑱
				無償化給付費	△ 143,000 ⑲
				保育料給付費	△ 180,000 ⑲
				補足給付費	△ 42,800 ⑲
				3 国庫支出金概算交付金の精算金	16,874 ⑫
				令和元年度分	
				4 都支出金概算交付金の精算金	116,571 ⑫
				令和元年度分	

(2)こども家庭費

単位:千円

項	目	補正予算額	説明
1	こども家庭費	△ 2,269,894	
	1 こども家庭総務費	△ 1,565,967	1 職員人件費 △ 951,920 給料 △ 345,940 ② 扶養手当 △ 2,290 ③ 地域手当 △ 68,450 ③ 期末手当 △ 117,280 ③ 勤勉手当 △ 86,550 ③ 管理職手当 1,220 ③ 通勤手当 △ 18,220 ③ 住居手当 670 ③ 時間外勤務手当 △ 155,400 ③ 休日給夜勤手当 △ 1,600 ③ 共済費 △ 158,080 ④ 2 一般事務費 △ 102,849 (1) 事務費 3,599 消耗品費および印刷費 △ 1,187 ⑩ 貸与被服購入費 △ 1,198 ⑩ 通信費 △ 1,530 ⑪ 福祉情報システム改修委託料 1,540 ⑫ 保活支援サービス改修委託料 5,280 ⑫ 電算機等賃借料 297 ⑬ 過誤納還付金 397 ⑳ (2) 保育サービス推進経費 △ 3,500 報償費 △ 100 ⑦ 保育事業案内作成委託料 △ 3,400 ⑫ (3) 東京2020パラリンピック競技大会観戦事業経費 △ 8,481 旅費 △ 177 ⑧ 消耗品費 △ 790 ⑩ 児童交通費 △ 418 ⑪ 観戦チケット購入費 △ 7,096 ⑬ (4) 新型コロナウイルス感染症対策経費 △ 94,467 消耗品費 9,536 ⑩ 通信費 △ 33 ⑪ 介護等従事者特別給付金 △ 83,718 ⑱ 保育施設感染症対策支援事業補助金 14,000 ⑱ 子育てのひろば感染症対策支援事業補助金 3,908 ⑱ 子育て施設等従事者特別奨励金 △ 38,160 ⑱ 3 各種手当費 △ 289,400 ⑲ (1) 児童手当経費 △ 76,400 児童手当 (2) 児童育成手当経費 △ 30,000 児童育成手当 (3) 児童扶養手当経費 △ 183,000 児童扶養手当

単位:千円

項	目	補正予算額	説	明
			4 医療費助成費	△ 518,000
			(1) 子ども医療費助成費	△ 500,000
			審査支払手数料	△ 20,000 ⑫
			医療費助成費	△ 480,000 ⑬
			(2) ひとり親家庭等医療費助成費	△ 18,000 ⑬
			医療費助成費	
			5 練馬子どもまつり経費	△ 7,340
			運搬料等	△ 389 ⑪
			傷害保険料	△ 40 ⑪
			洗濯料	△ 15 ⑪
			会場設営等委託料	△ 6,803 ⑫
			携帯電話賃借料	△ 93 ⑬
			6 子ども家庭支援センター維持運営費	△ 10,853
			(1) 運営費	△ 4,335
			1) 運営諸費	
			テレビ電話システム構築委託料	△ 1,667 ⑫
			通信機器等賃借料	△ 2,668 ⑬
			(2) 子ども家庭在宅サービス経費	△ 4,200 ⑫
			短期入所(ショートステイ)事業委託料	800
			夜間一時保育(トワイライトステイ)事業委託料	△ 3,000
			短期入所(要支援ショートステイ)事業委託料	△ 2,000
			(3) 子育てのひろば運営経費	△ 2,318
			玩具購入費	682 ⑩
			乳幼児一時預かり事業委託料	△ 3,000 ⑫
			7 子ども家庭支援センター整備費	△ 33,515 ⑬
			建替工事分担金	
			8 練馬子ども議会経費	△ 515
			食糧費	△ 24 ⑩
			消耗品費および印刷費	△ 303 ⑩
			交通費	△ 115 ⑪
			傷害保険料	△ 5 ⑪
			議事録作成委託料	△ 68 ⑫
			9 放課後児童等の広場(民間学童保育)経費	△ 11,494 ⑬
			運営費補助金	
			10 民設子育てのひろば経費	△ 11,700 ⑬
			運営費補助金	
			11 学校応援団・開放等経費	△ 67,697 ⑫
			(1) ひろば事業および開放事業等運営経費	
			運営委託料	
			12 放課後子ども総合プラン推進等経費	△ 10,062
			(1) ねりっこクラブ推進経費	
			消耗品費	△ 1,432 ⑩
			夏休み居場所づくり事業委託料	△ 8,630 ⑫

単位:千円

項	目	補正予算額	説	明
			13 練馬こどもカフェ経費	△ 1,188 ⑫
			講師派遣委託料	
			14 子育て世帯臨時特別給付金経費	△ 9,823
			時間外勤務手当	1,200 ③
			休日給夜勤手当	69 ③
			通信費	△ 3,399 ⑪
			発送業務等委託料	△ 1,223 ⑫
			給付金	△ 6,470 ⑱
			15 ひとり親家庭臨時特別給付金経費	△ 26,435
			消耗品費	△ 5 ⑩
			通信費	△ 400 ⑪
			発送業務等委託料	△ 80 ⑫
			福祉情報システム改修委託料	△ 4,950 ⑫
			給付金	△ 21,000 ⑱
			16 ひとり親世帯臨時特別給付金経費	165,070 ⑱
			給付金	
			17 国庫支出金概算交付金の精算金	233,278 ㉔
			令和元年度分	
			18 都支出金概算交付金の精算金	88,476 ㉔
			令和元年度分	
2	保育委託費	△ 377,394	1 私立保育所運営経費	△ 648,119
			(1) 運営扶助費	△ 408,404
			1歳児1年保育委託料	△ 6,400 ⑫
			3歳児1年保育等委託料	△ 21,004 ⑫
			児童の安全対策強化事業補助金	19,000 ⑱
			施設加算分	△ 400,000 ⑲
			(2) 運営援護費	△ 205,209 ⑲
			一般生活費加算分	△ 200,000
			施設補助金	△ 5,209
			(3) 施設整備費	△ 34,506 ⑱
			開設準備費等補助金	
			2 地域型保育事業運営経費	△ 158,300
			(1) 家庭的保育事業(保育ママ)経費	△ 17,600
			児童の安全対策強化事業補助金	5,000 ⑱
			給付費	△ 22,600 ⑲
			(2) 小規模保育事業経費	△ 94,900
			児童の安全対策強化事業補助金	5,500 ⑱
			給付費	△ 100,400 ⑲
			(3) 居宅訪問型保育事業経費	△ 45,800
			保育士等キャリアアップ補助金	△ 5,600 ⑱
			給付費	△ 40,200 ⑲

単位:千円

項	目	補正予算額	説	明
			3 認可外保育事業経費	△ 219,550
			(1) 認証保育所経費	△ 201,600
			運営費補助金	△ 130,400 ⑱
			保育士等キャリアアップ補助金	△ 11,900 ⑱
			保育従事者宿舍借り上げ支援事業補助金	△ 5,200 ⑱
			ICT化推進事業補助金	△ 14,000 ⑱
			認可外保育施設利用支援事業補助金	△ 28,900 ⑱
			無償化給付費	△ 11,200 ⑲
			(2) 企業主導型保育事業経費	△ 3,700 ⑱
			保育士等キャリアアップ補助金	△ 1,500
			保育従事者宿舍借り上げ支援事業補助金	△ 5,100
			児童の安全対策強化事業補助金	2,900
			(3) その他認可外保育事業経費	△ 14,250 ⑱
			認証化移行支援事業補助金	△ 18,200
			児童の安全対策強化事業補助金	3,950
			4 短期特例保育経費	△ 1,100 ⑫
			保育委託料	
			5 病児・病後児保育経費	△ 2,700 ⑱
			保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金	
			6 一時預かり等無償化事業経費	△ 11,400 ⑲
			無償化給付費	
			7 国庫支出金概算交付金の精算金	260,292 ㉔
			平成28年度～令和元年度分	
			8 都支出金概算交付金の精算金	403,483 ㉔
			平成28年度～令和元年度分	
3	青少年費	△ 317	1 青少年育成活動経費	△ 2,014
			(1) 青少年育成地区委員会運営等経費	△ 300 ⑫
			活動等委託料	
			(2) 社会を明るくする運動経費	△ 1,363
			傷害保険料	△ 24 ⑪
			会場設営等委託料	△ 1,086 ⑫
			会場等使用料	△ 177 ⑬
			社会を明るくする運動のつどい分担金等	△ 76 ⑱
			(3) 青少年委員経費	△ 351
			講師謝礼	△ 80 ⑦
			傷害等保険料	△ 91 ⑪
			子ども会等開催委託料	△ 180 ⑫
			2 成人の日のつどい経費	13,093
			司会者等謝礼	350 ⑦
			会場設営等委託料	11,196 ⑫
			施設等使用料	1,547 ⑬
			3 遊び場運営費	1,618 ⑭
			(1) 遊び場対策費	
			遊具改修等工事費	

単位:千円

項	目	補正予算額	説	明
			4 子ども家庭教育推進経費	△ 3,771
			講師等謝礼	△ 55 ⑦
			旅費	△ 7 ⑧
			消耗品費および印刷費	△ 37 ⑩
			傷害等保険料	△ 7 ⑪
			ねりま遊遊スクール等講座委託料	△ 2,710 ⑫
			バス借上料等	△ 934 ⑬
			小学校PTA連合協議会宿泊研修負担金	△ 21 ⑱
			5 青少年館維持運営費	△ 9,243
			(1) 維持管理費	975 ⑭
			1) 施設維持管理費	
			レクリエーションホール照明器具の取替工事費	
			(2) 各種事業経費	△ 2,276
			1) 文化祭経費	△ 44 ⑫
			楽器等運搬設置委託料	
			2) 演劇活動経費	△ 1,294 ⑬
			施設使用料等	
			3) 野外講座経費	△ 938
			講師等謝礼	△ 350 ⑦
			旅費	△ 45 ⑧
			燃料費	△ 7 ⑩
			事業運営委託料	△ 482 ⑫
			施設使用料等	△ 54 ⑬
			(3) 心身障害者学級経費	△ 7,942
			講師等謝礼	△ 6,249 ⑦
			バス借上料等	△ 1,693 ⑬
	4 児童福祉施設費	△ 158,636	1 保育所維持運営費	△ 119,370
			(1) 運営費	△ 67,480
			1) 運営諸費	
			賄費	△ 48,010 ⑩
			教材用品費	△ 7,644 ⑩
			布団等購入費	△ 1,950 ⑩
			保護者負担軽減用品購入費	△ 200 ⑩
			消耗品費および印刷費	△ 1,072 ⑩
			修繕料	△ 1,176 ⑩
			保健衛生費等	△ 291 ⑩
			栄養管理費等	△ 1,379 ⑩
			消毒消耗品購入費	53 ⑩
			人材派遣委託料	△ 5,300 ⑫
			医療的ケア児支援業務委託料	1,989 ⑫
			園外保育バス借上料等	△ 2,500 ⑬
			(2) 維持管理費	△ 60,888
			清掃料	△ 4,537 ⑪
			空調設備等改修工事費	△ 5,346 ⑭
			大規模改修工事費	△ 51,005 ⑭
			(3) 区立保育所委託経費	8,998 ⑱
			保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金	

単位:千円

項	目	補正予算額	説	明		
			2 児童館維持運営費	△ 18,388		
			(1) 運営費	△ 1,512		
			1) 運営諸費			
			指導員等謝礼	△ 1,590 ⑦		
			行事費	△ 229 ⑩		
			日常教材費	△ 626 ⑩		
			図書購入費	△ 99 ⑩		
			消耗品費および印刷費	△ 435 ⑩		
			修繕料	△ 33 ⑩		
			児童遊具購入費	1,500 ⑰		
			(2) 維持管理費	△ 16,876 ⑭		
			受変電設備改修工事費			
			3 学童クラブ維持運営費	△ 20,878		
			(1) 運営費	△ 11,797		
			1) 学童クラブ育成協力員等経費	△ 1,900 ⑫		
			医療的ケア児支援委託料			
			2) 運営諸費	△ 9,897		
			賄費	△ 7,014 ⑩		
			日常教材費	△ 713 ⑩		
			行事用教材費	△ 212 ⑩		
			図書購入費	△ 102 ⑩		
			修繕料	△ 10 ⑩		
			消耗品費および印刷費	△ 405 ⑩		
			自動体外式除細動器賃借料	△ 1,441 ⑬		
			(2) 維持管理費	△ 9,081 ⑭		
			施設整備工事費			
	5 児童福祉施設建設費	△ 167,580	1 保育所建設費	△ 167,580 ⑱		
			建替工事分担金			
教 育 費 計	△ 2,945,250	財源	一般財源	△1,735,225	繰入金	△522,273
			国庫支出金	△95,738	諸収入	△2,158
			都支出金	△56,906	特別区債	△533,000
			寄付金	50		
こども家庭費計	△ 2,269,894	財源	一般財源	△1,430,588	寄付金	2,228
			分担金及び負担金	△200,828	繰入金	△93,389
			使用料及び手数料	△135,944	諸収入	19,445
			国庫支出金	12,408	特別区債	△106,000
			都支出金	△337,226		
教育関係予算計	△ 5,215,144	財源	一般財源	△3,165,813	寄付金	2,278
			分担金及び負担金	△200,828	繰入金	△615,662
			使用料及び手数料	△135,944	諸収入	17,287
			国庫支出金	△83,330	特別区債	△639,000
			都支出金	△394,132		

債務負担行為

単位:千円

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
債務負担行為合計		29,115		0
中学生海外派遣事業業務委託	令和3年度	29,115	令和3年度	0

議案第14号

令和2年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書
について

上記の議案を提出する。

令和3年2月19日

提出者 教育長 河 口 浩

令和2年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書
について

このことについて、別紙のとおり決定するものとする。

令和2年度 教育に関する事務の管理
および執行の状況の点検・評価報告書
(案)

令和3年（2021年）2月

練馬区教育委員会

練馬区教育委員会 委員名簿

(令和3年2月1日現在)

教	育	長	河	口	浩
委		員	坂	口	節子
委		員	高	柳	誠
委		員	新	井	良保
委		員	中	田	尚代

目 次

I.	点検および評価制度の概要	
1	教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施	・ ・ ・ 1
2	点検・評価の実施方針	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	教育委員会について	・ ・ ・ ・ ・ 2
4	練馬区教育・子育て大綱	・ ・ ・ ・ ・ 3
II.	練馬区教育・子育て大綱体系図	・ ・ ・ ・ ・ 4
III.	重点施策評価結果一覧	・ ・ ・ ・ ・ 5
IV.	事業成果	
○	教育分野	
1	教育の質の向上	・ ・ ・ ・ ・ 6
2	家庭や地域と連携した教育の推進	・ ・ ・ ・ ・ 18
3	支援が必要な子どもたちへの取組の充実	・ ・ ・ ・ ・ 23
○	子育て分野	
1	子どもと子育て家庭の支援の充実	・ ・ ・ ・ ・ 33
2	幼児教育・保育サービスの充実	・ ・ ・ ・ ・ 39
3	子どもの居場所と成長環境の充実	・ ・ ・ ・ ・ 42
V.	点検・評価に関する有識者からの意見および助言	・ ・ ・ ・ ・ 47
VI.	令和3年度の主な事業	・ ・ ・ ・ ・ 51

I 点検および評価制度の概要

1 教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、平成20年4月から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理および執行の状況の点検および評価を実施するとともに、その結果を議会に報告し公表することとされました。

この法律の規定に基づき、練馬区教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）は、効果的かつ効率的な教育行政を推進するとともに、区民の皆さまへの説明責任を果たすため、教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価（以下「点検・評価」といいます。）を実施し、報告書にまとめました。

今年度は、「練馬区教育・子育て大綱」に、教育と子育て分野における施策を体系づけ、重点施策ごとに点検・評価を行いました。

2 点検・評価の実施方針

教育委員会では、つぎの実施方針に基づき、点検・評価を実施しました。

練馬区教育委員会

練馬区教育委員会における教育に関する事務の管理および執行の状況の 点検および評価の実施方針

練馬区教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく『教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価』を、本方針により実施する。

1 目的

- (1) 主な事務や事業（以下「主な事務等」とする。）の取組状況について点検および評価（以下「点検・評価」とする。）を実施し、様々な課題やその取組みの方向性を明らかにすることにより、効果的かつ効率的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 点検・評価に関する報告書を作成し、これを練馬区議会に提出するとともに、公表することにより区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

2 実施方法

- (1) 教育委員会の事務に関する計画を踏まえ、主な事務等を対象として点検・評価を行う。
- (2) 点検・評価は、前年度の主な事務等の取組状況を総括するとともに、課題や今後の取組みの方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (3) 教育委員会の事務に関する計画の基本施策ごとに点検・評価を行うとともに、事務局における評価を資料として総合的に点検・評価を行う。

- (4) 学識経験を有する者の知見の活用を図るために「練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者（以下「点検・評価に関する有識者」とする。）」を置く。
- ①「点検・評価に関する有識者」は、公正な意見を述べる者の中から、教育委員会が委嘱する。
- ②「点検・評価に関する有識者」は、評価等について助言を行う。
- (5) 教育委員会における点検・評価の後、その結果を取りまとめた報告書を区議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3 評価対象年度

令和元年度の事務の管理・執行を評価対象としました。

4 教育委員会について

(1) 教育委員会の制度と組織

教育委員会は、学校その他の教育機関の管理、学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取扱い、および教育関係機関の職員の任免その他人事に関する事務を行い、また、社会教育その他の教育、学術、文化に関する事務を管理、執行するための合議制の執行機関です。この教育委員会の仕組みを定める「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年4月に施行されたことに伴い、新たな教育委員会制度が始まりました。

練馬区教育委員会は、区長が区議会の同意を得て任命した教育長および4人の委員で組織され、教育長の任期は3年、その他の委員が4年となっています。教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。

なお、教育委員会の所掌事務は広範囲にわたりますので、その職務権限に属する事務を具体的に処理し、執行するための機関として、教育委員会事務局が設置されています。

(2) 令和元年度教育委員会の活動状況

教育委員会の会議は、原則として、月2回開催する「定例会」と、必要に応じて開催する「臨時会」があり、令和元年度（平成31年4月～令和2年3月）は、定例会12回、臨時会11回を開催しました。

この会議では、教育行政に関する事務処理方針が決定され執行されます。令和元年度の会議においては、議案53件、協議事項2件、報告事項127件の審議等を行うとともに、旭丘小学校など5か所を視察しました。

また、教育委員は、教育委員会の会議への出席以外に、児童・生徒、保護者との意見交換会や学校行事などに参加し、学校や子ども関連施設等の状況把握などに努めています。

【令和元年度の主な審議等の内容】

- ① 議案
 - ・ 条例の制定または改正の区長への依頼
 - ・ 教育委員会規則の制定または改正
 - ・ 教育関係予算案に関する事
 - ・ 教科書の採択に関する事
 - ・ 職員の人事に関する事
 - ② 協議
 - ・ 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について（7回）
 - ・ 令和元年度教育に関する事務の点検・評価について（5回）
- ※（ ）内は、協議の回数を示しています。

5 練馬区教育・子育て大綱

「練馬区教育・子育て大綱」は、平成27年4月に設置した総合教育会議において、5回にわたり、教育委員会と区長が協議して策定しました。「みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示しています。

教育分野では、いじめ・不登校対策とともに、人権教育・道徳教育の推進や家庭教育への支援を盛り込んでいます。子育て分野では、区独自の幼保一元化や放課後の居場所づくりの拡大、子育て支援サービスの充実に取り組んでいます。更に両分野を通して、支援が必要な子どもたちに対する取組を重点施策として位置付けています。教育委員会が子どもに関わる施策を一元的に担っているという特色を生かし、すべての子どもたちを視野に入れた総合的な支援を行っていきます。

現在、策定から5年が経ち、子どもを取り巻く環境が変化するとともに、新型コロナウイルス感染症により新たな課題が生じていることから、令和2年度中に改定を予定しています。

II 練馬区教育・子育て大綱体系図

教育分野		子育て分野	
目標 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成		目標 安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備	
取組の視点	重点施策	取組の視点	重点施策
1 教育の質の向上	① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	1 子どもと子育て家庭の支援の充実	① 相談支援体制の整備
	② 教員の資質・能力の向上		② 多様な子育て支援サービスの充実
	③ 学校の教育環境の整備		③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実
2 家庭や地域と連携した教育の推進	① 家庭教育への支援	2 幼児教育・保育サービスの充実	① 練馬区独自の幼保一元化施設の拡大
	② 家庭・地域の力を活かした学校運営や教育活動の推進		② 保育サービスの充実
3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	① いじめ・不登校などへの対応	3 子どもの居場所と成長環境の充実	① 安全で充実した放課後の居場所づくり
	② 生活困窮世帯などへの支援		② 児童館事業・学童クラブの充実
	③ 障害のある子どもたちへの支援		

Ⅲ 重点施策評価結果一覧

- 1：施策が、良好に進んでいない。
 2：施策が、良好に進んでいる。
 3：施策が、とても良好に進んでいる。

○教育分野

取組の視点	重点施策	総合評価	頁
1 教育の質の向上	1－① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	2	6
	1－② 教員の資質・能力の向上	2	12
	1－③ 学校の教育環境の整備	2	15
2 家庭や地域と連携した教育の推進	2－① 家庭教育への支援	2	18
	2－② 家庭・地域の力を活かした学校運営や教育活動の推進	2	20
3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	3－① いじめ・不登校などへの対応	2	23
	3－② 生活困窮世帯などへの支援	2	27
	3－③ 障害のある子どもたちへの支援	2	29

○子育て分野

取組の視点	重点施策	総合評価	頁
1 子どもと子育て家庭の支援の充実	1－① 相談支援体制の整備	2	33
	1－② 多様な子育て支援サービスの充実	3	35
	1－③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	2	37
2 幼児教育・保育サービスの充実	2－① 練馬区独自の幼保一元化施設の拡大	2	39
	2－② 保育サービスの充実	2	40
3 子どもの居場所と成長環境の充実	3－① 安全で充実した放課後の居場所づくり	2	42
	3－② 児童館事業・学童クラブの充実	2	44

※各重点施策の点検・評価表は、上の表の該当ページをご覧ください。

IV 事業成果

○教育分野

1 教育の質の向上

重点施策	1-① 学力、体力、豊かな心が調和した学びの充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校入学前の幼児教育を充実します。 ○ 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。 ○ 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。 ○ 子どもたちの心を育む人権教育・道徳教育を推進します。 ○ 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。 ○ 子どもたちが学ぶ喜び、わかる喜びを実感できるように、ICT教育を進めるとともに、学校図書館を充実します。

主な取組	項目1 私立幼稚園に対する支援	
	目標	私立幼稚園の安定した運営のために、区で支援できる内容を積極的に活用してもらう。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○私立幼稚園における障害児の受け入れを促進するため、補助金の単価等を増額した。 ○幼児教育無償化に伴い、預かり保育補助金における国の制度に上乘せした区の独自補助など幼稚園在園児保護者への支援を行い、幼稚園への利用促進を図った。
	今後の取組	区への申請書類の簡素化などをはじめ、私立幼稚園の意見を聞きながら、負担の軽減および安定した運営のために必要な支援を引き続き検討・実施していく。
	所管課	学務課
	項目2 幼保小連携の推進	
	事業成果	<p>【平成29年度】</p> <p>研修・交流会（管理職対象1回、一般職員対象[地区別]2回） 懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や給食試食、懇談会等の実施） 「ねりま幼保小連携だより」発行 年4回 「もうすぐ1年生」発行 18,000部</p> <p>【平成30年度】</p> <p>研修・交流会（管理職対象1回、一般職員対象[地区別]2回） 懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や給食試食、懇談会等の実施） 「ねりま幼保小連携だより」発行 年4回 「ねりま接続期プログラム」発行 3,000部 「もうすぐ1年生」発行 17,000部</p> <p>【令和元年度】</p> <p>研修・交流会（管理職対象1回、一般職員対象[地区別]2回） 懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や給食試食、懇談会等の実施） 「ねりま幼保小連携だより」発行 年3回 「もうすぐ1年生」発行 16,000部</p>

主な取組	今後の取組	教育現場での「ねりま接続期プログラム」の更なる活用を図る等、幼保小連携充実のための取組を引き続き検討し、実施していく。
	所管課	教育施策課
	項目3 小中一貫教育の取組に関する情報発信	
	目標	フォーラムの開催や様々な媒体を活用した広報活動の展開により、練馬区の小中一貫教育の取組を多角的に情報発信する。
	事業成果	<p>小中一貫教育フォーラムの開催、啓発用リーフレットの保護者等への配布などにより、小中一貫教育の取組について広く周知した。</p> <p>【平成29年度】 小中一貫教育フォーラム開催 啓発用リーフレット発行 55,000部 知的障害学級における練馬区独自の段階表の実践と検証</p> <p>【平成30年度】 小中一貫教育フォーラム開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 知的障害学級における練馬区独自のステップシートの実践と検証</p> <p>【令和元年度】 小中一貫教育フォーラム開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 知的障害学級における練馬区独自の段階表の実践と検証</p>
	今後の取組	令和2年12月に小中一貫教育の啓発リーフレットを発行し、令和3年2月2日に小中一貫教育推進に関わる発表会を開催する。
	所管課	教育指導課
	項目4 学力調査結果を踏まえた学力向上への取組	
	目標	練馬区立小中学校および練馬区立小中一貫教育校の児童生徒に、学習指導要領において求められる目標および内容がどの程度身に付いているのかを把握するとともに、その結果の考察を各学校の今後の指導法の改善に資する。
	事業成果	<p>【平成29年度】 本区の全国学力・学習状況調査結果は、小学校・中学校ともに、全教科において国・都の平均を上回っている。（中学校数学Bに関してのみ、都と同等）</p> <p>【平成30年度】 本区の全国学力・学習状況調査結果は、小学校・中学校ともに、全教科において国・都の平均を上回っている。（中学校数学Bに関してのみ、都と同等）</p> <p>【令和元年度】 本区の全国学力・学習状況調査結果は、小学校・中学校ともに、全教科において国・都の平均を上回っている。</p> <p>【学力調査に基づく具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力調査研究委員会による報告書の作成 ・各校における授業改善推進プランの作成 ・各中学校区における課題改善カリキュラム（小中一貫指導計画）の実施

主な取組	今後の取組	引き続き、学力調査の分析を行い、授業改善に生かしていくことで、教育の質の向上を図っていく。
	所管課	教育指導課
	項目5 人権教育・道徳教育の推進	
	目標	人権教育全体計画の策定・活用や道徳授業地区公開講座の実施等に全校で取り組むことにより、児童・生徒の豊かな人間性と社会性を育む人権教育・道徳教育を推進する。
	事業成果	(1) 人権教育の推進 全校で人権教育全体計画を策定し、教育活動全体を通じた人権教育、生命を大切にする教育、豊かな心を育成する教育を計画的に推進した。 (2) 道徳教育の推進 道徳授業地区公開講座を全校で実施し、道徳授業の参観および意見交換会等を通じ、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図った。「特別の教科 道徳」の学習指導要領に沿った指導を小中学校全校で行うとともに教員向けに研修会を年3回行った。 さらに「特別の教科 道徳」の道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直しを行った。
	今後の取組	「特別の教科 道徳」が小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から全面実施された。小中学校での道徳授業がより充実するように引き続き取り組んでいく。
	所管課	教育指導課
	項目6 外国語教育の充実	
	目標	ALTを活用した指導体制の充実、英検検定料の補助制度導入等を通して、児童・生徒の英語への関心を高め、外国語教育の充実を目指す。
	事業成果	(1) ALTを活用した指導体制の充実 ①小中学校教員を対象とした外国語活動研修会の実施 ②小学校におけるALTの配置時数配置時数増加 ③ALT連絡協議会の実施 ④ALT派遣会社担当者との情報共有 (2) 英検検定料補助制度 【平成30年度】 実施校34校 志願者数2,665人 【令和元年度】 実施校33校 志願者数2,621人 (3) 英語4技能検定実施 中学2年生対象・全校実施
今後の取組	令和3年度から中学校でも全面実施となる新学習指導要領を踏まえた外国語指導を行うことができるよう、研修会を通して教員の質の向上を図る。即興的なコミュニケーション指導充実のためALT配置日数拡大を検討する。英語4技能検定の結果や学力調査の分析結果を踏まえ、授業に活かす。	
所管課	教育指導課	

項目7 学校体育等の充実	
目標	新体力テストの結果の分析や体力向上に向けた授業公開、全校での体力向上推進計画の作成等を通して、児童・生徒の運動への関心を高め、人間活動の源である体力の向上を図る。
事業成果	<p>(1) 練馬区体力向上検討委員会の設置 校長、副校長、教員を委員とする委員会において、①～③の内容について検討し、実践等を行った。</p> <p>①新体力テストのデータ分析 ②児童・生徒の体力向上に関する授業公開・実技研修 【会場】小学校 【対象】小・中学校教員 ③児童・生徒および保護者向け啓発ポスターの作成・配布</p> <p>(2) 体力向上推進計画の作成 新体力テストの到達目標を設定および体力向上に関する具体的取組について作成した。</p> <p>【具体的取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育授業の指導力の向上のための教員研修 ・朝の時間や休み時間を活用した運動機会の設定 ・運動する場所の整備 ・保護者等への啓発活動
今後の取組	各校の体力向上に係る取組を推進し、今後も継続して児童・生徒の体力向上を図っていく。 家庭でも運動に取り組むことができるような資料を作成する。
所管課	教育指導課
項目8 児童・生徒の食育の推進	
目標	食育基本法に基づき策定した「練馬区立小中学校における食育推進計画」(以下、食育推進計画という。)の基本方針である「学校における食育の充実」等に沿った取組を進める。
事業成果	<p>校長、副校長、主幹教諭等の教員と、栄養教諭、栄養職員等の食に関する専門性を有する教職員とで構成する食育推進チームを各校に設置した。</p> <p>【平成29年度】全校 【平成30年度】全校 【令和元年度】全校</p> <p>地場産物(キャベツ、練馬大根等)を使用した学校給食を提供し、目の前の食材を「生きた教材」として活用を促進するなど、給食を通して食育の推進に取り組んだ。</p> <p>区内地場産物使用平均日数</p> <p>【平成29年度】小学校53.9日、中学校57.9日 【平成30年度】小学校58.7日、中学校59.8日 【令和元年度】小学校62.7日、中学校58.6日</p>
今後の取組	各校において食育推進チームを中心として食育推進計画や食に関する指導の全体計画に基づき、着実に食育を推進する。
所管課	保健給食課

主な取組

項目9 読書活動の推進と学校図書館の機能強化													
目標	全校一斉読書等の実施により読書時間を確保するとともに、学校図書館の活性化を図り、児童・生徒の読書活動を推進する。												
主な取組	<p>各学校における朝読書などの読書活動を推進し、児童・生徒の豊かな言語能力を育成した。</p> <p>全校一斉読書の実施校数（隔年で調査を実施）</p> <p>【平成28年度】 93校（小64校、中29校）</p> <p>【平成30年度】 95校（小64校、中31校）</p> <p>平成29年度から全ての区立小中学校の図書館に学校図書館職員または学校図書館支援員を配置し、学校図書館の運営支援を行った。</p> <p>学校図書館への人的配置校数</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>【平成29年度】</td> <td>【平成30年度】</td> <td>【令和元年度】</td> </tr> <tr> <td>学校図書館職員</td> <td>小18校、中9校</td> <td>小30校、中16校</td> <td>小34校、中19校</td> </tr> <tr> <td>学校図書館支援員</td> <td>小47校、中25校</td> <td>小35校、中18校</td> <td>小31校、中14校</td> </tr> </table> <p>学校図書館の機能強化を行った。</p> <p>学校図書館蔵書管理システムの導入</p> <p>【平成30年度】37校（新規：中28校、更新：中5校、小4校）</p> <p>【令和元年度】31校（新規：小30校、更新：小1校）</p>		【平成29年度】	【平成30年度】	【令和元年度】	学校図書館職員	小18校、中9校	小30校、中16校	小34校、中19校	学校図書館支援員	小47校、中25校	小35校、中18校	小31校、中14校
		【平成29年度】	【平成30年度】	【令和元年度】									
学校図書館職員	小18校、中9校	小30校、中16校	小34校、中19校										
学校図書館支援員	小47校、中25校	小35校、中18校	小31校、中14校										
今後の取組	<p>令和2年度までに区立小中学校全校の学校図書館に学校図書館蔵書管理システムを導入し、適切な蔵書管理を行い、学校図書館の利活用を推進する。</p> <p>学校図書館を十分に活用した読書活動や学習指導を各学校が展開できるよう、学校図書館の機能強化を図る。</p> <p>区立図書館との連携強化（団体貸出の利用、区立図書館司書等による学校訪問等）を図る。</p>												
所管課	教育指導課、光が丘図書館												

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立幼稚園の障害児の受入れは、とても重要である。アンケートの結果を踏まえた支援策を早急に考えてほしい。 ○ ステップシートを活用し、特別支援教育の充実に取り組んでほしい。 ○ 学力調査に基づき、調査報告書や取組事例紹介等よい取組をしている。今後も全校に広めて、効果的な取組を推進してほしい。 ○ 小・中学校での道徳教育の更なる充実に取り組んでほしい。 ○ 全校一斉読書や朝読書などの読書活動の更なる充実に取り組んでほしい。
-----------------------------	---

<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立幼稚園における障害児の受け入れを促進するため、アンケートの結果要望が多かった補助金の単価の増額を実施した。 ○ 各学校において学力調査に基づいた授業改善推進プランを作成し、指導改善をより一層推進していく。調査報告書については教員の負担軽減を考慮し、作成について検討する。 ○ 全面実施された小中学校での道徳授業がより充実するように引き続き取り組んでいく。 ○ 「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」に基づき、学校において読書活動推進のための指導計画を作成し、その中で全校一斉読書週間や週1回以上の全校朝読書等の取組を各校一取組として実施する。 ○ 新学習指導要領に基づく、教科等での「調べ学習」、総合的な学習の時間における「探究的な学習」などでの学校図書の利用について、学校図書館管理員等による学習指導支援を活用し、一層充実させていく。一部の教科だけでなく、様々な教科での利活用を推進する。
---------------------------------------	---

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼保小連携の更なる取組を期待する。また、小中一貫教育を練馬区全域で引き続き取り組んでほしい。 ○ ねりま接続期プログラム、更にステップシートに関する事例集の作成を検討してほしい。 ○ ALTを活用した外国語学習は、学力向上に対する全体的な取り組みとして評価できる。 ○ 子どもたちの体力づくりを強化し、併せて子どもたちの内面的な成長にむけて、人権教育、道徳教科を通して、言葉で表現する力を充実させてほしい。 ○ 運動に親しむ機会の意図的な設定「一校一取組」の活動を実施し、家庭でも運動に取り組むことができるような資料の作成を期待する。 ○ 全国学力・学習状況調査結果に基づく、授業改善への検証と分析を行い、学力向上に資する方策を推進してほしい。 ○ 区立図書館との連携強化について大いに期待する。

重点施策	1-② 教員の資質・能力の向上	
	概要	<p>○ 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員の育成に努めます。</p> <p>○ 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応できる力を身に付けられるように、教員の資質・能力の向上を図ります。</p> <p>○ 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。</p>

主な取組	項目1 教員研修の充実	
	目標	職層や教育課題に応じた各種研修等を実施するとともに、意欲と能力ある若手教員の養成を進め、教員の資質と指導力の向上に努める。
	事業成果	<p>職層や教育課題に応じた研修を実施し、教員の資質および学習指導力の向上を図るとともに、質を維持しつつ、研修の整理・統合を行うことで教員が子供と向き合う時間を確保する。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>校長・副校長研修、昇任・転任研修、主幹教諭任用時研修、主任教諭任用時研修、中堅教諭等資質向上研修Ⅰ、若手教員（2・3年次）研修、初任者新規採用者等研修、教務園務担当者研修、生活指導担当者研修、研究担当者研修、保健担当者研修、進路指導担当者研修、司書教諭等研修、道徳教育研修、食育推進研修、特別支援教育コーディネーター研修、小中一貫教育研修、学校マネジメント講座、人権教育研修、幼児教育研修、小動物飼育研修、特別支援教育研修、いじめ防止対応研修、学校教育相談研修、理科実技（指導力向上）研修、音楽実技研修、応急救護研修、水泳実技研修、外国語活動研修、体育実技研修、夏季集中講座、学校生活支援員研修、特別支援教室専門員研修</p>
	今後の取組	従来の集合型研修だけでなく、動画視聴型研修やオンラインによる双方向型研修など新たな研修スタイルを取り入れ、教育現場のニーズに合わせた実践的な研修を充実させる。
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター
	項目2 子どもと向き合うことができる環境整備（人的配置・学校徴収金管理システム）	
	目標	小・中学校への非常勤職員の配置や学校徴収金管理システムの導入により、教職員の業務負担軽減を図ることで子どもと向き合うことができる環境を整備する。
	事業成果	<p>(1) 人的配置</p> <p>学校（園）教員の長時間労働の改善を目的とした、「練馬区立学校（園）における働き方改革推進プラン」を平成31年3月に策定した。</p> <p>教員が児童・生徒への指導・教材研究等を行う時間の確保や、副校長が学校経営等の業務に注力できる環境を整備するため、教員の業務をサポートする非常勤職員を配置した。</p> <p>【平成30年度配置数】</p> <p>学校経営補佐：中学校1校 副校長補佐：小学校1校、中学校1校 スクール・サポート・スタッフ：小学校1校、中学校4校</p> <p>【令和元年度】</p> <p>学校経営補佐：中学校1校 副校長補佐：小学校1校、中学校1校 スクール・サポート・スタッフ：小学校6校、中学校4校</p>

事業 成果	<p>(2) 学校徴収金管理システム 【平成29年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校徴収金に係る標準事務の手順を一部見直して取扱の手引を改訂 ・学校徴収金管理システムのプロポーザルを実施 <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校徴収金管理システムの導入業務委託契約を締結 ・システム操作の流れに対応した取扱の手引に改訂 ・管理監督者および操作者にシステム操作研修を実施 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校徴収金管理システムの運用開始 ・新任の管理監督者および操作者にシステム操作研修を実施 ・システム運用の結果を反映させた取扱の手引きに一部改訂 <p>(3) 教職員出退勤管理システム 【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員出退勤管理システムの導入に向けた検討を開始
今後の 取組	<p>教員の業務をサポートする非常勤職員（令和2年度からは会計年度任用職員）について、引き続き配置を拡大する。</p> <p>学校徴収金管理システムについては、教職員の業務負担軽減のため、システム操作研修を継続して実施する。</p> <p>教職員出退勤管理システムについては、令和3年度中に運用が開始できるように導入に向けた取組を行う。</p>
所管課	教育総務課、教育指導課

昨年度の点検・ 評価における 主な意見（教育 委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育に関する実技・実践的研修の機会を増やしてほしい。 ○ 教員が子供と向き合う時間を増やし、保護者との対話力も含めた若手教員の育成に努めてほしい。 ○ 中学校教員の負担軽減のため、大会等での引率可能な部活動指導員導入の検討をすすめてほしい。 ○ スクールサポートスタッフの配置を拡大してほしい。
昨年度の主な 意見に対して 現在取り組ん でいること、 今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度も引き続き教員の特別支援教育への理解を深めるための研修を実施し、校内委員会の充実を図ったりしていく。 ○ 中学校教員の負担軽減のため、大会等での引率が可能な部活動指導員（会計年度任用職員）を令和2年度より導入している。 ○ スクール・サポート・スタッフについては引き続き配置を拡大していき、全校への配置を目指す。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ ICT機器を利活用した学習が進められるなか、教員の使いこなすための研修もいよいよ必須のものとなったと考える。オンライン研修も課題もあるかと思うが実施してほしい。 ○ 教員の負担軽減のための学校徴収金システムの導入実施を評価する。 ○ 中学校の部活動への部活動指導員の道がひらかれたことは喜ばしい。サポートする人材の支援体制が整いつつあることを評価したい。 ○ 教員は子どもと向き合う時間の確保を一番に考えてもらいたい。引き続き、非常勤職員の配置やスクールサポートスタッフの配置などを充実させてほしい。 ○ 教育現場のニーズに合わせた研修、若手・中堅教員等のキャリア応じた実践的な研修を充実させて、教員の資質・能力の向上をすすめてほしい。

重点施策	1-③ 学校の教育環境の整備	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の建物や設備の改修改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。 ○ 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。 ○ ICT教育を充実するため、ICTを活用できる環境を整えます。 ○ 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。

主な取組	項目1 学校施設の整備（改築・改修）	
	目標	校舎等の耐震化により児童・生徒の安全を確保するとともに、よりよい学習環境を整備する。
	事業成果	<p>耐震補強工事では十分な耐震性能（Is値0.75以上）等を確保できない学校施設について、部分改築または全部改築により耐震化を進めた。また、「練馬区立施設建築安全基本方針」に基づく仮設建築物の解消と合わせて校舎等の改築を進めた。</p> <p>令和元年度には、児童数の増加に伴い教室数の不足が見込まれる上石神井北小の改築設計に着手した。</p> <p>【平成29年度】 工事2校（下石神井小学校、大泉東小学校） 設計3校（石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校）</p> <p>【平成30年度】 工事4校（石神井小学校、下石神井小学校、大泉東小学校、大泉西中学校） 設計1校（関町北小学校）</p> <p>【令和元年度】 工事4校（石神井小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校） 設計2校（上石神井北小学校、関町北小学校）</p>
	今後の取組	引き続き、耐震化や仮設建築物の解消に合わせた校舎等の改築を進める。また、平成30年度策定の「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、今後の区の財政状況を踏まえながら、校舎等の改築・改修を進めていく。
	所管課	学校施設課
	項目2 区立学校の適正配置	
	目標	今後の児童・生徒数の動向や施設管理の考え方、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方等について検討を進める。また、旭丘・小竹地域における再編について対応方針をまとめ、旭丘小学校・旭丘中学校を先行して新たな小中一貫教育校の設置に向けた準備を進める。
事業成果	<p>旭丘・小竹地域における小中一貫教育校の開校に向けて、令和元年度に保護者や地域の代表および学校長等で構成する準備会を設置するなど、運営面や改築における設計内容等について検討を行い、準備を進めた。</p> <p>【平成29年度】 地域説明会 1回</p> <p>【平成30年度】 地域説明会 2回</p> <p>【令和元年度】 準備会 4回 地域説明会 1回</p>	

主な取組	今後の取組	今後の児童・生徒数の動向や施設管理の考え方などを踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方等について、検討を継続する。 また、旭丘・小竹地域における小中一貫教育校の開校に向けて、引き続き地域の準備会を開催するなど、保護者や地域の意見を聞きながら準備を進める。
	所管課	教育施策課
	項目3 ICT環境の整備	
	目標	教育ICT機器配備モデル校6校に大型提示装置（電子黒板）や教員用タブレット端末等のICT機器を配備する。
	事業成果	教育ICT機器配備モデル6校でICT機器導入の効果検証（教育の質の向上と学習意欲の向上）を行った。その結果を踏まえて、教育ICT機器（大型提示装置や教室用パソコンなど）を普通教室等に配備するための取り組みを実施した。 【平成30年度】 ICT活用ワーキンググループでの検討・公開授業を踏まえ、利活用報告書を作成した。 【令和元年度】 小中学校の全ての普通教室等に教育ICT機器を配備した。
	今後の取組	新学習指導要領に対応した授業が円滑に行えるよう、児童・生徒全員にタブレットパソコンを配備する。
所管課	学務課	

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、着実に改築・改修が進んでいる。子供たちが、生き生きとした学校生活を送れるように、今困っていることなどのアンケート等を実施してほしい。 ○ 旭丘・小竹地域における小中一貫教育校の設置に向け、課題の解決への取組を進めてほしい。 ○ ICT環境の整備は、これからの練馬区の教育に変化をもたらすと期待している。教員はICT利活用の方法の研究を進めてほしい。今後は、検証結果を踏まえて児童用タブレットの導入を検討してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度策定の「練馬区学校施設管理実施計画」等に基づき、今後の区の財政状況を踏まえながら、校舎等の改築を進めていく。また、改築に至らない学校については、計画的に改修工事を行っていく。 ○ 旭丘・小竹地域における小中一貫教育校の開校に向けて、引き続き地域の準備会を開催するなど、保護者や地域の意見を聞きながら準備を進めていく。 ○ 教員のICT利活用の推進のため、ICT支援員による学校への訪問回数を倍増させるほか、ICT利活用に関する研修を実施する。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、子どもたちの安全確保やよりよい学習環境を整備している。 ○ 全面改築された学校は、多様な意見を取り入れて教育環境の向上にふさわしい形で整えられている。 ○ 老朽化した校舎の改修、改築を待つ各学校についても順次応えてほしい。 ○ 小中学校の全普通教室等に教育ICT機器を配備しICT環境を整備していること。また、児童・生徒全員にタブレットパソコンの配備準備が進んでいることを評価する。 ○ タブレットの円滑な活用やデジタル教科書等の整備を推進して、子どもたちの学力や学習意欲の向上に役立ててほしい。 ○ 今後のICT利活用推進の研修や教員のICT利活用研究の充実に期待する。

2 家庭や地域と連携した教育の推進

重点施策	2-① 家庭教育への支援	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭教育を支援するため、学校や教育委員会が様々な情報を家庭に提供します。 ○ 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。

項目1 家庭教育への支援		
目標	児童・生徒および保護者等を対象に、家庭教育や子どもの健全育成、安全等に関する学習や話し合いの場や機会を充実する。	
主な取組	事業成果	<p>子育てに関する保護者対象の講演会を開催した。</p> <p>【令和元年度 テーマ・開催日・参加人数】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新小学1年生相談会 平成31年4月21日 4名 (2) え、うちの子がいじめられてる？（いじめてる？）～その時の対応 令和元年5月11日 18名 (3) 子育て講習会（4日制） 令和元年5月18日 22名、6月1日 13名、15日 18名、29日 18名 (4) 発達の特性に合わせた、家庭での学習サポートのコツ 令和元年6月6日 50名 (5) 不登校・勉強が苦手な子どもたちの進路選択 令和元年6月22日 48名 (6) さまざまなタイプの高校進学～チャレンジスクールを知ろう 令和元年6月27日 72名 (7) 小1の二学期を乗り切るコツ 令和元年9月3日 44名 (8) 子育て講習会（4日制） 令和元年10月5日 18名、19日 19名、11月2日 17名、11月16日 18名 (9) 不登校経験者の高校進学とその後 令和元年10月26日 46名 (10) 発達の特性に合わせた、読み書きサポートのコツ 令和元年11月21日 29名 (11) 小1ギャップを乗り越える 令和元年12月3日 25名 (12) うちの子このあとどうするの～不登校・中退からの進路探し 令和元年12月7日 57名 (13) 子育て講習会（3日制） 令和2年1月25日 31名、2月1日 26名、2月15日 30名 (14) 不登校経験のある子どもの進路選択 令和2年3月3日 2名 (15) 学校や勉強が苦手な子どもたちの進路選択 令和2年3月14日 中止 <p>令和元年度 合計14講座 22回 延べ625人 （平成30年度 合計13講座17回 延べ424人）</p>
	今後の取組	今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。関係機関と連携した事業周知も引き続き取り組んでいく。
所管課	学校教育支援センター	

項目2 関係機関の連携強化	
目標	子どもに対する総合的かつ切れ目のない成長支援の施策を、効果的・効率的に展開するため、教育、福祉、保育、保健等を所管する関係機関の連携を強化する。
主な取組 事業成果	スクールソーシャルワーク事業では、スクールソーシャルワーカーが総合福祉事務所や子ども家庭支援センターの会議等に定期的に参加し、連携を深めている。保健相談所や子ども発達支援センター、生活サポートセンター等とも必要に応じて連携し、児童・生徒の支援を行っている。支援のネットワーク構築にも引き続き取り組んでいる。
今後の取組	スクールソーシャルワーク事業にて全小中学校の定期訪問を行い、不登校児童・生徒の早期発見、不登校の未然防止・初期対応を学校と連携して行っていく。また、今後もより一層各関係機関との連携を図っていく。
所管課	学校教育支援センター、練馬子ども家庭支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールソーシャルワーカーの全小中学校への定期訪問は評価できる。スクールソーシャルワーカーの増員による事業の充実と関係機関との連携を深め、不登校や虐待等の問題を解決できる体制を強化してほしい。 ○ スクールソーシャルワーカーの周知が進み、依頼件数が増加する一方、丁寧な支援が出来なくなることを心配する。質の高い支援をするために一層取り組んでほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールソーシャルワーカーの全小中学校への定期訪問を行っていることにより、学校からのスクールソーシャルワーカーの派遣依頼が増加している。学校や関係機関との連携を深め、役割分担も行いながら、個々の事案に丁寧に対応することにより関係機関との連携を強化し、質の高い支援を行っていくよう努めていく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 孤立しがちな家庭との開かれた関係づくりについては、アウトリーチが重要である。スクールソーシャルワーカー、地域の育成委員、主任児童委員などとの連携は欠かせないと考える。 ○ 不登校、いじめ、ネグレクト問題への早期発見、早期対応のために家庭とつなぐ役割をすくいとれる面の働きを関係者が形成していくことが望まれる。 ○ 子育てに関する講演会を開催し、家庭への情報提供の場を充実させている。 ○ スクールソーシャルワーカーによる不登校児童・生徒の支援の必要性がうかがわれる。今後も福祉事務所や子ども家庭支援センター等の関係機関との連携を強化し、スクールソーシャルワーカー事業を充実させて、子どもたちの不登校や虐待の未然防止、早期解決に努めてほしい。 ○ 保護者対象の研修は必須であると考え、今後も取り組んでほしい。

2-② 家庭・地域の力を活かした学校運営や教育活動の推進	
重点施策	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者や地域の方々とともに、防犯、防災、交通安全など子供たちの安全対策を充実します。 ○ 専門性や様々な経験を持つ保護者や地域の方々に、授業や部活動などへ積極的に参加してもらい、学校の教育力を高めます。 ○ 子供たちが地域行事やボランティア活動へ参加する機会を増やします。また、練馬の歴史や伝統を学び、練馬への愛着を深める取組を進めます。

項目1 学校安全対策の推進																																												
目標	区内3警察署と連携しながら警察官OBの学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員派遣などの学校安全対策に取り組む他、講習会等啓発事業の開催を通じて保護者、教職員、子供などの防犯意識の向上に努める。																																											
主な取組	<p>子供に関する不審者情報を把握した際、学校防犯指導員が不審者の態様、行為、危険性を判断し、各小中学校等への防犯指導や学校防犯指導員による臨場警戒、民間警備員の派遣等を実施した。さらに重大な事態に至りそうなケースについては所管警察署に繋げた。</p> <p>また、保護者向け・教職員向け・子供向けの講習会を実施し、防犯意識の啓発に努めた。</p> <p>民間警備員の派遣</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>【平成29年度】</td> <td>派遣日数</td> <td>333日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>派遣校数</td> <td>49校</td> </tr> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>派遣日数</td> <td>135日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>派遣校数</td> <td>23校</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>派遣日数</td> <td>385日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>派遣校数</td> <td>62校</td> </tr> </table> <p>子どもの見守り・安全講習会の実施（平成28年～）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>【平成29年度】</td> <td>参加者</td> <td>115名（7校）</td> </tr> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>参加者</td> <td>637名（5校）</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>参加者</td> <td>706名（5校）</td> </tr> </table> <p>通学区域防犯カメラの設置（平成26年度～）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>【平成26年度】</td> <td>65台</td> <td>合計</td> <td>65台</td> </tr> <tr> <td>【平成27年度】</td> <td>128台</td> <td>合計</td> <td>193台</td> </tr> <tr> <td>【平成28年度】</td> <td>132台</td> <td>合計</td> <td>325台</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>66台</td> <td>合計</td> <td>391台</td> </tr> </table>	【平成29年度】	派遣日数	333日		派遣校数	49校	【平成30年度】	派遣日数	135日		派遣校数	23校	【令和元年度】	派遣日数	385日		派遣校数	62校	【平成29年度】	参加者	115名（7校）	【平成30年度】	参加者	637名（5校）	【令和元年度】	参加者	706名（5校）	【平成26年度】	65台	合計	65台	【平成27年度】	128台	合計	193台	【平成28年度】	132台	合計	325台	【令和元年度】	66台	合計	391台
【平成29年度】	派遣日数	333日																																										
	派遣校数	49校																																										
【平成30年度】	派遣日数	135日																																										
	派遣校数	23校																																										
【令和元年度】	派遣日数	385日																																										
	派遣校数	62校																																										
【平成29年度】	参加者	115名（7校）																																										
【平成30年度】	参加者	637名（5校）																																										
【令和元年度】	参加者	706名（5校）																																										
【平成26年度】	65台	合計	65台																																									
【平成27年度】	128台	合計	193台																																									
【平成28年度】	132台	合計	325台																																									
【令和元年度】	66台	合計	391台																																									
今後の取組	通学区域防犯カメラを安定的に運用するとともに、引き続き学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員の配置を行う。また、学校・保護者・地域・警察署等と合同で通学路等安全点検を実施し、通学区域内の危険箇所を把握のうえ、対策を立案・実施する。実技講習会等の啓発活動については、ソーシャルディスタンスを確保しつつ行動を通じて学ぶことができるメニューを検討、実施する。																																											
所管課	教育総務課																																											

項目2 地域を活用した教育活動の推進	
目標	各学校において、多様な教育活動を展開するため、様々な知識・経験・技能を有する地域の人材の活用を進める。
事業成果	<p>平成28年度から、地域人材の活用を進めるため、「学校・地域連携事業」を開始し、平成30年度より全校・園にて実施した。各校に地域の人材と学校のニーズを調整するコーディネーターを配置し、地域と学校の連携体制の強化を進めた。</p> <p>また、多くの学校で、学習習慣が十分身に付いていない児童・生徒等を対象とした放課後等の学習支援「地域未来塾」を実施した。地域未来塾の実施にあたり、大学生や教員OB等の地域人材を活用した。</p> <p>さらに、教育活動への協力を希望する人材を登録して、学校に紹介する「学校サポーター登録制度」を運用をした。</p> <p>【平成29年度】 学校・地域連携推進校 65校・園（うち地域未来塾実施校 50校） 学校サポーター登録数 242名・10団体（平成29年度末時点）</p> <p>【平成30年度】 学校・地域連携推進校 102校・園（うち地域未来塾実施校 70校） 学校サポーター登録数 308名・11団体（平成30年度末時点）</p> <p>【令和元年度】 学校・地域連携推進校 102校・園（うち地域未来塾実施校 71校） 学校サポーター登録数 309名・13団体（令和元年度末時点）</p>
今後の取組	引き続き全小中学校・幼稚園を学校・地域連携推進校に指定し、地域の人材の活用を進めていく。学校サポーターの登録者数の拡大に取り組みながら、地域未来塾の学習支援員の確保につなげ、学校での活用を促進していく。
所管課	教育指導課
項目3 部活動支援の充実	
目標	専門的な知識・技術を有する部活動外部指導員の配置を進め、運動部・文化部それぞれの部活動の充実を図る。
事業成果	<p>令和2年3月、「練馬区立中学校部活動のあり方に関する方針」を策定し、部活動指導体制を整備し、指導・運営に係る体制の構築した。</p> <p>令和2年度より部活動指導員（会計年度任用職員）を3名配置し、部活動指導の充実を図った。部活動指導員任用にあたり、中学生の心身の発達に応じた適切な指導を行うために、教員経験のある者を採用した。</p> <p>部活動外部指導者(令和元年度) 指導実績 運動部活動234名、文化部活動189名 合計423名(延べ)</p>
今後の取組	中学生の心身の状況を理解したうえで、専門的な技術指導が実施できる部活動指導員のさらなる拡充を図っていく。
所管課	教育指導課

主な取組

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員派遣などの学校安全対策は評価できるため、継続実施を望む。また、講習会実施による防犯意識の向上を望む。 ○ 通学区域防犯カメラの増設を早急に望む。 ○ 学校と地域の関係性は深いものがある。引き続き、地域人材の活用を進め、地域未来塾、学校サポーターや部活動指導員の拡充を図り、学校の教育力を高めてほしい。 ○ 部活動外部指導員が、技術面だけではなく、心と体が大きく変化する中学生を適切に指導できるように定期的な講習が必要である。
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校防犯指導員による防犯指導、民間警備員派遣を引き続き実施する他、教育委員会、学校、保護者、区、警察署等が連携して、小学校の通学区域における危険箇所を把握し、対策を検討・実施する通学路等安全点検を行うなど、学校や地域と連携した学校安全対策を推進していく。また、防犯意識向上のための啓発活動については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実施方法を工夫する。 ○ 令和元年度、区立中学校33校の通学区域に各校2台ずつ、計66台の防犯カメラを新設した、今後は、既設のカメラ325台と合わせ、計391台のカメラを安定的に運用し、登下校時等の見守り体制を維持する。 ○ 引き続き学校サポーター登録制度についてHPやパンフレットの配布等によるPRに努め、登録者数の拡大に取り組みながら、地域未来塾の学習支援員や部活動指導員の確保につなげ、学校での活用を促進することで学校の教育力を高めていく。 ○ 部活動指導員任用にあたり、中学生の心身の発達に応じた適切な指導を行うために、教員経験のある者を採用した。

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの見守り、安全面については、児童・教員はもちろん保護者も関わるべきである。講習会を今後も実施していただきたい。 ○ 地域未来塾や学校サポーター登録制度、中学校の部活指導に職員負担を減じるための支援など、地域の資源を生かした取組を行っている。 ○ 部活動支援では、教員経験のある部活動指導員を任用し、教員の負担を軽減できるよう引き続き増員してほしい。 ○ 家庭の力を活かし学校との協働を図るために、各家庭が、主体的に生活習慣や家庭学習を計画、実施、評価できるような取組を推進してほしい。

3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

重点 施策	3-① いじめ・不登校などへの対応	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期発見・早期対応につながる有効的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。 ○ いじめなどで重大な事案が生じた場合には、総合教育会議を直ちに開催して、迅速で的確な対応を図ります。

主な 取組	項目1 教育相談体制の充実	
	目標	<p>スクールカウンセラーや心のふれあい相談員などの校内相談体制と、教育相談室、スクールソーシャルワーク事業などの校外相談体制を一層充実させるとともに、学校、教育相談室、適応指導教室、子ども家庭支援センター、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所など関係機関の連携を一層深めていく。</p>
	事業 成果	<p>教育相談室4室に一般教育相談員と心理教育相談員を配置し、子どもと保護者の相談を受けている。</p> <p>教育相談来室件数</p> <p>【平成29年度】 1,896件</p> <p>【平成30年度】 2,133件</p> <p>【令和元年度】 2,374件</p> <p>スクールカウンセラー、心のふれあい相談員を全小中学校配置し、きめ細かい心のケアを行い、悩みを抱える児童・生徒の学校生活を支えている。小・中学校や幼稚園の依頼に基づき、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して支援を行っている。</p> <p>スクールソーシャルワーカーの支援者数</p> <p>【平成29年度】 小学生163人 中学生160人</p> <p>【平成30年度】 小学生245人 中学生221人</p> <p>【令和元年度】 小学生282人 中学生255人</p>
	今後の 取組	<p>引き続き、校内相談体制と校外相談体制を強化し、関連機関の連携を深め、早期対応・早期解決を進めていく。</p> <p>平成30年度に開始したスクールソーシャルワーカーによる定期的な学校訪問により、学校関係者と緊密に連携をとり、不登校などで困っている児童・生徒を把握し、早期発見・早期対応につなげている。今後も、適切な支援を行えるよう各関係機関とより一層連携を図っていく。</p>
	所管課	学校教育支援センター
	項目2 いじめ防止対策の推進	
目標	<p>いじめの未然防止・早期発見・早期対応のために専門家を交えて効果的な取組を検討するとともに、いじめの実態把握に努める。また、先進的な事例を共有化し、各校での取組に生かす。</p>	

事業 成果	<p>平成28年度 いじめ認知件数 745人 平成29年度 いじめ認知件数 759人 平成30年度 いじめ認知件数 1069人 ※平成30年度調査より「軽微なものもいじめとして計上する」と東京都が示したためいじめ認知件数が激増した。 ※令和元年度調査の結果は未公表のため、平成28年度から平成30年度を記載した。</p> <p>令和元年度 いじめ対応アプリ「ねりま ホット アプリ」を区立中学校の生徒を対象に導入 令和元年度 通知件数 5件</p>
今後の 取組	<p>いじめ等対応支援チームの取組により、「いじめ防止実践事例リーフレット」の作成および配付を行う。 いじめ一掃プロジェクトとして、いじめ一掃月間、いじめ撲滅宣言等の作成、機運醸成に資する実践事例発表会の実施等を行う。</p>
所管課	教育指導課
項目3 児童・生徒の不登校対策の充実	
目標	不登校の子ども一人一人の状況に応じた対応の更なる充実を図る。
主な 取組	<p>不登校児童・生徒の社会的自立と学校復帰を支援するため、適応指導教室（小学生対象:フリーマインド・中学生対象:トライ）を運営している。在籍する児童・生徒への、学習面の支援と学校への復帰の支援および将来的な自立に向けた支援を継続して行っている。</p> <p>登録者数 【平成29年度】 フリーマインド 75人 トライ226人 【平成30年度】 フリーマインド103人 トライ247人 【令和元年度】 フリーマインド129人 トライ295人</p> <p>30年度から、光が丘第一分室で集団での学習支援が困難な不登校児童生徒の個別学習支援等を委託実施している。また、令和元年度から対象を18歳まで拡大した。</p> <p>登録者数 【令和元年度】 21人（小学生11人 中学生10人） 20人（15歳～18歳）</p> <p>平成27年度から不登校の児童・生徒に対して、自立した生活を送れるようにするため、居場所を設けている。生活習慣、学習習慣の形成や社会性を育成するための支援を行っている。（居場所支援事業）</p> <p>登録者数 【平成29年度】 10人（小学生4人 中学生6人） 【平成30年度】 14人（小学生13人 中学生5人） 【令和元年度】 18人（小学生11人 中学生7人）</p> <p>登校しぶりや不登校の状態のある子どもに対し、ネリマフレンドを派遣している。スクールソーシャルワーカーと連携し、登校支援や学習の助言を行っている。</p> <p>派遣人数 【平成29年度】 延195人 【平成30年度】 延480人 【令和元年度】 延586人</p>

主な取組	今後の取組	<p>現在、光が丘1か所で実施している適応指導教室を、令和2年度中に西部地域にも増設予定である。</p> <p>登校できるが教室に入れない別室登校の児童・生徒を対象に行っているタブレット端末を活用した学習支援を、令和2年度から、モデル校以外の学校もタブレット貸出対象としている。</p> <p>別室登校児童・生徒を受け入れる校内体制のあり方について検討する。</p> <p>登校しぶりや不登校の状態の児童・生徒のそれぞれの特性・状況を把握し、ネリマフレンドを効率的に活用できるよう、よりよいマッチングに努める。さまざまな不安や悩みを抱えている児童・生徒の心の支えとなり、円滑な学校復帰を支援する。</p> <p>教員の不登校児童・生徒への理解を深めるため、不登校対策に関するリーフレットを作成する。</p>
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための関係機関の連携は評価できる。 ○ 「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」に基づいて、いじめの未然防止に向けた取組をしている。今後も継続してほしい。 ○ 定期的ないじめアンケート調査により、いじめの早期発見につながっている。今後は、問題が解決したかどうかの追跡アンケートの実施を検討してほしい。 ○ いじめを発見した教員や学校の言行は非常に重要である。専門家の助言を受けられる体制づくりを検討してほしい。 ○ 不登校の児童・生徒への初期対応は重要である。教員が児童・生徒と向き合う時間がとれるように学校側が配慮する必要がある。 ○ 今後も、いじめや虐待などの問題に一層丁寧に対応するための取組や、スクールロイヤー制度導入について国や都と連携して検討し、子供や家庭への支援を充実させてほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度も関係機関と連携していじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。 ○ 「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」を必要に応じて改訂し、情勢に見合った取組を行っていく。 ○ いじめアンケートを定期的に行い、早期発見、早期対応に努めるよう学校に働きかけていく。 ○ 研修会等において、専門家を講師に招き、専門家の助言を受けられる体制を設けている。 ○ いじめや虐待については、今後も一層丁寧に取り組んでいく。スクールロイヤー制度についても検討する。 ○ スクールソーシャルワーカーの担当校を定め、区立全小中学校の定期訪問を行うことで不登校の児童・生徒への早期発見・早期対応につなげている。併せて、支援対象児童・生徒への家庭訪問などを行い、保護者、学校関係者、および関係機関との連携・連絡を密にして情報の共有を図り、よりよい支援につながるよう努めている。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ、不登校などについて、相談体制、学習支援などが整えられていることは評価できる。 ○ いじめ対応アプリの導入も時機を得ている。 ○ 不登校対策のため、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、居場所支援事業等、効果的な施策を拡充していることは評価できる。 ○ スクールソーシャルワーカーの定期訪問を区立全小中学校で実施していることを評価する。 ○ 学習支援の場への交通手段が困難なケースへの対応が望まれる。 ○ 適応指導教室の増設も早期に取り組んでほしい。 ○ いじめや虐待の防止、早期対応のため、専門家やスクールカウンセラー等との連携、スクールロイヤー制度の整備を推進してほしい。

重点 施策	3-② 生活困窮世帯などへの支援	
	概要	○ 家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりに合った、生活支援や学習支援を行います。

主な 取組	項目1 就学援助	
	目標	経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助することによって、教育の機会均等を図る。
	事業 成果	<p>就学援助制度として、経済的に困窮している区立、国公立小中学生の児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を支給している。</p> <p>【平成29年度】 小学校 要保護者 488人 (1.49%) 準要保護者 4,838人 (14.72%) 中学校 要保護者 337人 (2.48%) 準要保護者 2,938人 (21.64%)</p> <p>【平成30年度】 小学校 要保護者 476人 (1.44%) 準要保護者 4,633人 (14.01%) 中学校 要保護者 309人 (2.35%) 準要保護者 2,622人 (19.95%)</p> <p>【令和元年度】 小学校 要保護者 438人 (1.32%) 準要保護者 4,228人 (12.71%) 中学校 要保護者 292人 (2.23%) 準要保護者 2,482人 (18.98%) 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 279人 ※ () 内は全児童・生徒数に対する割合</p>
	今後の 取組	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度に限り、当初申請期限の延長、支給対象月の拡充、周知回数を増を行っている。引き続き、支援が必要な人に対し、適切に周知を行っていく。
	所管課	学務課
	項目2 学習支援事業「中3勉強会」の実施	
	目標	支援が必要な子どもの個に応じた学習支援・生活支援を行い、教育の機会均等を図る。
	事業 成果	<p>生活保護世帯または就学援助を受けている準要保護世帯の中学3年生を対象に、高等学校の入学試験科目を中心に基礎的な学力を身につけるための勉強会を、福祉部と連携して行っている。学習や進路に関する相談にも対応している。</p> <p>【平成29年度】 実施会場7か所、利用者239人、修了者215人、うち進路決定者215人</p> <p>【平成30年度】 実施会場7か所、利用者248人、修了者228人、うち進路決定者228人</p> <p>【令和元年度】 実施会場7か所、利用者279人、修了者259人、うち進路決定者259人</p>

主な取組	今後の取組	令和元年度から、従来の「勉強会」に加えて、自学自習用の学習室を設け実施回数を増やし、通年で週2回の学習支援を行っている。引き続き、生徒の要望に応じた対応を行い、より効果的な事業となるよう、利用者の意見を踏まえ充実を図っていく。
	所管課	学校教育支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「中3勉強会」は、実施会場や進路決定者が増加し、支援が必要な子供にとって効果的な事業になっている。自学自習用の学習室の新設にも期待したい。また、今後の充実を図るため、勉強会終了または進路決定した子供達にアンケートを実施してもよいのではないか。 ○ 今後も福祉部と連携し、見通しを持って支援をしていくことが必要である。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勉強会利用生徒および保護者にアンケートを実施した。利用者の9割が「中3勉強会」に参加してよかったと回答があり、進路の相談ができ、勉強の仕方や勉強の内容が高校受験等の役に立ったとご意見をいただいた。 ○ 引き続き、生徒一人一人に適した丁寧な学習支援を行い、学習意欲を引き起こし、全員が進路を決定できるよう、福祉部と連携しながら実施していく。

点検・評価欄	評価	特記事項
	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭、外国籍の家庭、病弱な保護者の家庭の子どもたちが、増えているという。ヤングケアラーの存在も見逃せない。 ○ 学校現場での支援は限られているので、福祉的な社会支援が届けられるように、福祉部との連携を密にしてほしい。 ○ 「中3勉強会」の修了者が全員進路決定し、また9割の利用者が満足しているということの評価する。今後も取り組んでほしい。 ○ 生活困窮世帯への支援のため、就学援助や学習支援事業等の有意義な事業を推進している。引き続き、家庭や子どもたちのニーズに応じた取組を拡充してほしい。

重点施策	3-③ 障害のある子どもたちへの支援	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの機関が一体となって、切れ目のない支援体制をつくります。 ○ 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取組を充実します。

主な取組	項目1 就学相談の改善	
	目標	相談件数の増加に対応するため、就学相談運営の効率化を図る。当該児童の在籍園・在籍校での成長・発達の様子等を的確に把握し、小・中学校に伝達する。
	事業成果	<p>平成29年度から、中学校の就学相談受付開始時期を4月に前倒し(従来は6月)、より早く相談が受け付けられる体制を整備した。</p> <p>また、児童の実態に即した「望ましい就学先」の提案を行えるよう、生活指導相談員が直接在籍園・在籍校を訪問し、児童の成長・発達状況に関する情報収集を行った。</p> <p>さらに、今後予想される相談件数の増加に対応できるよう、平成30年度から就学予定児童の保護者を対象に事前相談を実施し、保護者の意向や育児の経過等を事前に把握し、スムーズな相談受付につなげる取り組みを行っている。</p> <p>【就学相談件数】 (平成29年度：小学校250件、中学校：123件) (平成30年度：小学校237件、中学校：159件) (令和元年度：小学校315件、中学校：195件)</p>
	今後の取組	小学校特別支援教室に在籍する一部児童については、従来の就学相談会に替えて書類審査を実施する等、就学先の早期決定(就学相談の効率化)に向けた取組を検討する。
	所管課	学務課
	項目2 校内外の支援体制の整備	
	目標	全区立小中学校で、児童・生徒の発達の程度・適応の状況等を勘案しながら、教育的ニーズを弾力的に捉え、様々な障害のある子どもたちを支える体制を整える。
	事業成果	<p>みどりの風吹くまちビジョン「アクションプラン」に基づき、特別支援教育の充実のための具体策を取りまとめ、「練馬区立小・中学校における特別支援教育充実の取組」を平成29年7月に策定した。</p> <p>児童・生徒に一貫した指導を行えるよう、校内委員会において、校内のさまざまな人材(中学校配置のスクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活支援員、特別支援教室専門員など)を適切に活用するとともに、都立特別支援学校等との連携を図った。</p>

主な取組	事業成果	「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」に基づき、医療的ケアを必要とする児童の受け入れ体制を整備した。 【令和元年度医療的ケアが必要な児童受け入れ実績】 小学校6校、合計6名
	今後の取組	血糖測定およびインシュリン注射を必要とする児童について、令和2年度から、区内訪問看護ステーションによる医療的ケアを試験導入する。引き続き、医療的ケア児が安全に学校に通える体制の強化に取り組む。
	所管課	学務課
	項目3 特別支援学級・特別支援教室の設置	
	目標	今後策定する学校改築計画に合わせて、需要数や地域的な均衡を図りながら、必要となる特別支援学級の設置を検討し計画する。また、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、全小中学校に特別支援教室を開設する。
	事業成果	平成31年4月に中学校に特別支援教室を開設し、小学校とあわせて、区内全小中学校でこれまでの情緒障害等通級指導学級での指導から在籍校での指導へ移行が完了した。
	今後の取組	関町小学校の言語障害学級については、児童の通級の利便性を考慮し、令和4年度に関町北小学校へ機能を移転する。
	所管課	学務課
	項目4 環境整備の充実	
	目標	障害の有る無しに関わらず、不自由なく教育を享受することができるよう、共に学び合う環境を整え、ユニバーサルデザインの視点から施設整備の在り方等を検討する。
事業成果	肢体不自由のある児童・生徒が、安全かつ自由に校内を行き来できるように、学校施設と設備の改修や、可搬型階段昇降機の導入を行った。 【令和元年度実績】 肢体不自由児童対応に係る施設改修：小学校2校、中学校2校 可搬型昇降機導入：小学校1校、中学校2校	
今後の取組	肢体不自由のある児童・生徒の教育的ニーズに合わせて、施設や設備の改修に努めていく。	
所管課	学務課	
項目5 教員の専門性の向上		
目標	特別支援教育に関わる基礎的内容の理解および教員の専門性の向上を図るための研修を継続的に行うことで、支援が必要な子どもたちへの取組の充実を図る。	

主な取組	事業成果	<p>【平成29年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間3回実施 特別支援教育研修会を年間2回実施。</p> <p>【平成30年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間3回実施 特別支援教育研修会を年間1回実施。</p> <p>【令和元年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間3回実施 特別支援教育研修会を年間1回実施。</p> <p>各校の特別支援教育に対する意識が高まり、年々各校が指名する特別支援教育コーディネーターの人数が増加している。</p> <p>【平成29年度】 133人 【平成30年度】 144人 【令和元年度】 155人</p>
	今後の取組	令和2年度においても同様の研修を実施し、教員の専門性向上を図る。
	所管課	教育指導課
	項目6 障害理解の推進	
	目標	知的障害学級と通常の学級間で行われる交流学习だけでなく、都立特別支援学校と区立小中学校間の副籍交流の充実を図る。さらには、保護者に対する障害理解の啓発に努める。
	事業成果	<p>知的障害学級と通常の学級間での交流においては、様々な学校行事等を生かした子供たち同士の相互交流にとどまらず、その能力に応じて、通常の学級と一緒に学び、得意な分野の伸長を図るといった積極的な交流を図った。また、副籍交流においては、特別支援学校と区立小中学校の子どもたちが、一緒に体育館でゲームを中心とした授業を受けるなど、地域の一員として心のつながりを感じられるような交流活動の更なる充実を図った。</p> <p>さらに、児童・生徒や保護者に対して、各校の学校便りへの掲載や保護者会を通じて特別支援教育に関する説明を行うだけでなく、障害のあるスポーツ選手を呼ぶなど特別授業を開催し、障害についての理解向上を図った。</p>
	今後の取組	引き続き、ICT機器を活用する等交流学习と副籍交流を充実させ、障害理解教育を推進していく。
	所管課	学務課、教育指導課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活指導相談員の訪問による情報収集や就学予定児童の保護者を対象とした事前相談など、就学相談の改善を進めている。案内書も丁寧な対応をしていることがよく理解できる。引き続き、保護者にとっても相談しやすい体制づくりに努めてほしい。 ○ 様々な障害に対して、教育的ニーズを整えた支援制度があることは評価できる。医療的ケアが必要な児童・生徒の受入れも評価できる。今後も継続してほしい。 ○ 全小中学校の特別支援教室の開設を高く評価する。今後は教育の質の向上も期待する。 ○ 言語障害学級や肢体不自由児童対応に係る施設改修の拡充を望む。また、弱視学級開設を期待する。 ○ 教員の専門性の向上を推進してほしい。 ○ 子供たちは、日頃より障害に対しての学びを受けられていることは評価できる。保護者や地域の方の障害理解の啓発も重要なので、積極的に関わられる機会が増えることを望む。引き続き、副籍交流等の拡充を望む。
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別な配慮を要する子どもの就学先を丁寧かつ迅速に提案するため、適宜就学相談体制を見直しつつ、保護者に寄り添いながら就学相談を進める。 ○ 子どもの成長に応じて切れ目ない支援体制を整えるために、教育・保健福祉・医療機関などと連携し、特別な配慮を要する子どもの支援について一層の充実を図る。 ○ 外部の専門家による特別支援教室教員等への指導を継続する。 ○ 学級の施設改修や新設については、各設置校の状況や地域の需要等を鑑み検討していく。 ○ 引き続き学校サポーター登録制度についてHPやパンフレットの配布等によるPRに努め、登録者数の拡大に取り組みながら、地域未来塾の学習支援員や部活動指導員の確保につなげ、学校での活用を促進することで学校の教育力を高めていく。 ○ 部活動指導員任用にあたり、中学生の心身の発達に応じた適切な指導を行うために、教員経験のある者を採用した。 ○ 副籍制度については、障害のある人への理解にとどまらず、人権教育や人格形成にもつながる子供一人一人の心を育てる教育として有効な取組の一つであることから、今後もよりよい交流活動が行われるよう推進する。

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 副籍交流に関する事例集の作成を検討してほしい。 ○ インシュリン注射対応の実施を含めて医療的ケア対応を拡充してほしい。 ○ 障害の有無に関わらず子どもは地域の一員であるという相互理解の促進を図ってほしい。 ○ 全小中学校に特別支援教室を開設して、効果的な特別支援教育を推進していることは評価できる。今後も、特別な支援教育の環境整備や教員の専門性の向上を推進してほしい。 ○ 特別支援教室教員の外部の専門家による指導に努めてほしい。

○子育て分野

1 子どもと子育て家庭の支援の充実

重点 施策	1-① 相談支援体制の整備	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の子ども家庭支援センターに子育ての総合相談窓口を設け、身近な場所で一人ひとりのニーズに応じた適切な助言や情報提供ができる体制を整備します。 ○ 情報誌や子育て応援サイト、子育てサポートメールなどを活用して、幅広く子育てに必要な情報を提供します。

主 な 取 組	項目1 子育ての総合相談窓口	
	目標	妊娠期から身近な場所で子育てに関する相談と適切な情報提供が受けられる体制を整備するために、平成27年度1名、平成28年度3名、平成29年度5名と、段階的に増員する。
	事業 成果	<p>区役所10階、練馬子ども家庭支援センター練馬駅北分室および大泉・光が丘・関子ども家庭支援センターに「すくすくアドバイザー」を配置し、子育てに関する「なんでも相談」に対応している。</p> <p>すくすくアドバイザー相談件数</p> <p>【平成29年度】 5か所 相談件数5,627件</p> <p>【平成30年度】 5か所 相談件数5,187件</p> <p>【令和元年度】 5か所 相談件数5,495件</p>
	今後の 取組	保健相談所の「妊娠・子育て相談員」との連携を進めるとともに、近隣施設への出張相談に取り組んでいく。
	所管課	子育て支援課、練馬子ども家庭支援センター
	項目2 児童相談体制の強化	
	目標	区子ども家庭支援センターによるきめ細やかな支援と、都児童相談センターによる広域的・専門的な支援との連携を図るため、職員数を増員するなど体制の強化を図る。
	事業 成果	<p>相談員を5名増員し、虐待案件だけでなく、子育ての悩み、養育の不安等にも丁寧に対応を行った。</p> <p>児童相談件数の推移</p> <p>【平成29年度】 4,326件</p> <p>【平成30年度】 6,402件</p> <p>【令和元年度】 6,589件</p> <p>平成29年6月に都と締結した児童相談体制強化についての協定に基づき、課長級職員1名月2回・一般職員1名の通年派遣に加え、新たに通年で課長級職員1名および7月からの一般職員派遣を行い、連携強化を図った。</p> <p>要支援家庭を対象としたショートステイ事業について、2歳から小学6年生としていた受入年齢を、生後2か月からとする受入拡大を行った。</p> <p>都児童相談センターからの事案送致・指導措置委託について、ルールや対応を都区で協議し、10月から開始した。</p>

主な取組	今後の取組	令和2年度には、心理等専門職員6名を配置する。 都区の共同で「練馬区虐待対応拠点」を設置し、都区の専門職員が協働で児童虐待等への対応を図れる体制を整える。
	所管課	練馬子ども家庭支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談員や支援専門職員の増員を図っている点は評価できる。また、年々児童相談件数が増えるなか、様々な事案に直面し対応するにあたり、相談員の質も重視したい。スマートフォンやパソコンからの相談が多くなる可能性も考えられるが、対応に時間がかからないよう取り組んでほしい。 ○ 区子ども家庭支援センターと都児童相談センターとの相談支援体制の更なる充実を望む。 ○ 専門指導員による要支援家庭への見守り訪問、保育園等施設への巡回訪問は大切な取組である。今後も、関係機関との連携を深め、子育て家庭への支援を強化してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談体制については、引き続き検討を行い十分な対応を図るよう努める。なお、新型コロナウイルス感染症の対応の一環として、ビデオ会議システムを活用し、対面によらない相談の実施体制を整備した。 ○ 児童相談所と区子ども家庭支援センターの専門職員が協働して、児童虐待などに対応する「練馬区虐待対応拠点」を、センター内に設置した。 ○ 巡回訪問の訪問先に新たにベビーホテルを加えるなど、広く地域の子育て関連施設と連携を図っていく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ すくすくアドバイザーの配置や、都児童相談センターとの連携等の効果的な相談体制をすすめていると評価する。 ○ 今後も、子育ての相談体制の整備や練馬区虐待対応拠点の活用を推進して、子育て家庭のニーズに応じた助言や対応、情報提供を強化してほしい。 ○ 教育相談の件数の増加をみても、いかに家庭内で子育てへの精神的負担、複雑な悩みを抱えている保護者たちが多いことがわかる。 ○ ネット依存からみえる、怠惰、精神的不安定、学習意欲の減退など、諸問題に対応できる相談機能がいきていることが大切である。 ○ 要支援家庭のショートステイ事業を生後2ヶ月からとしたことは、産後うつともいわれる時期に大変有効である。引き続き支援に取り組んでほしい。

重点施策	1-② 多様な子育て支援サービスの充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近なところで、親子で交流や気軽に相談できる子育てのひろばや、預かり事業などを拡充します。 ○ 保健相談所や関係機関と協力し、妊娠期から子育て期まで、一人ひとりの子どもと家庭に応じた相談や切れ目のない支援を行います。 ○ こどもの森や外遊びのひろばなど、屋外での活動を通じて、子どもの心身の発達や社会性を育みます。

主な取組	項目1 子育てのひろばの整備																									
	目標	育児不安等により保護者が孤立しないよう地域で支えあう環境を整備する。																								
	事業成果	<p>0～3歳の乳幼児親子が自由に来室し、交流を図りながら育児相談ができる子育てのひろばを整備している。</p> <p>子育てのひろば設置状況</p> <p>【平成29年度】 公設 11か所／民設 14か所</p> <p>【平成30年度】 公設 11か所／民設 15か所</p> <p>【令和元年度】 公設 11か所／民設 16か所</p>																								
	今後の取組	令和2年度についても、民設子育てのひろばを1か所開設するとともに、オンラインによる子育てのひろばを開始するなど、引き続き子育てのひろばの拡充に取り組んでいく。																								
	所管課	練馬子ども家庭支援センター																								
	項目2 外遊び事業																									
	目標	屋外での活動を通じて、子どもの心身の発達や社会性を育む環境を整備する。																								
	事業成果	<p>自然の素材を利用し、子どもに自由な発想で遊びができる場所を提供した。（プレーパーク）0～3歳の乳幼児親子を対象にしたおひさまびよびよについて、相談員を配置し委託化を行った。また、憩いの森などを活用した外遊び事業をモデル実施した。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">【平成29年度】</td> <td style="width: 35%;">プレーパーク</td> <td style="width: 20%;">参加者数</td> <td style="width: 30%;">18,766人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>おひさまびよびよ</td> <td>参加者数</td> <td>20,004人</td> </tr> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>プレーパーク</td> <td>参加者数</td> <td>16,265人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>おひさまびよびよ</td> <td>参加者数</td> <td>20,689人</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>プレーパーク</td> <td>参加者数</td> <td>16,125人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>おひさまびよびよ</td> <td>参加者数</td> <td>22,504人</td> </tr> </table>	【平成29年度】	プレーパーク	参加者数	18,766人		おひさまびよびよ	参加者数	20,004人	【平成30年度】	プレーパーク	参加者数	16,265人		おひさまびよびよ	参加者数	20,689人	【令和元年度】	プレーパーク	参加者数	16,125人		おひさまびよびよ	参加者数	22,504人
	【平成29年度】	プレーパーク	参加者数	18,766人																						
		おひさまびよびよ	参加者数	20,004人																						
【平成30年度】	プレーパーク	参加者数	16,265人																							
	おひさまびよびよ	参加者数	20,689人																							
【令和元年度】	プレーパーク	参加者数	16,125人																							
	おひさまびよびよ	参加者数	22,504人																							
今後の取組	引き続き外遊び事業を実施するとともに、憩いの森などを活用した外遊び事業を本格実施していく。																									
所管課	練馬子ども家庭支援センター																									
項目3 乳幼児一時預かり事業																										
目標	乳幼児一時預かり事業の充実を図り、主に在宅子育て家庭へのサポート体制を整備する。																									

主な取組	事業成果	5か所の子ども家庭支援センター内びよびよで、生後6か月～就学前の乳幼児の一時預かりを行っている（1単位：3時間）。これまで、定員や実施日数を拡大し、受入枠の拡大を図ってきた。 乳幼児一時預かり事業の利用実績／定員枠 【平成29年度】29,982単位／37,167単位 【平成30年度】31,874単位／37,221単位 【令和元年度】31,033単位／37,260単位
	今後の取組	令和2年度からは、インターネット予約システムの運用を開始する。引き続きシステムを活用し、利便性の向上を図っていく。
	所管課	練馬子ども家庭支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てのひろばの整備、外遊び事業や乳幼児一時預かり事業など子育てを広く社会全体で見守ろうという試みが充実しており、子育て家庭にはとても有効な事業である。引き続き、多様なニーズに応じた子育て支援の充実を推進してほしい。 ○ 0～3歳の乳幼児親子を良好に支援できている。さらに、定期検診などで積極的に子育て支援サービスを周知してもらいたい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、子育てのひろばの増設に取り組むなど多様な子育てニーズに応じた子育て支援の充実を推進していく。 ○ 今年度開設した子ども家庭支援センターのツイッターを活用し、センターや子育てのひろばびよびよのイベント情報等を積極的に周知していく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	3	<ul style="list-style-type: none"> ○ おひさまびよびよが子育て中の家族に期待され、支持されていること、個別相談のできる子育てカフェ、オンラインによる実施も可能となったことなど評価できる。 ○ 軽度障害の子どもの預かりを会員の研修をした上で広げたファミリーサポートも、多様なニーズに応じていると評価する。 ○ 子育てひろばの整備、プレーパークやおひさまびよびよ、乳幼児一時預かり事業など、有意義な事業を推進している。 ○ 引き続き、子どもや家庭のニーズに応じた多様な子育て支援サービスを拡充して、子どもの心身の健全な発達や社会性を育ててほしい。 ○ 乳幼児一時預かり事業については、インターネット予約の運用により、より多くの利用が増えることも期待される。更なる充実を期待する。

重点施策	1-③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実
	概要 <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある子どもや虐待など対応が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が相互に協力して支援に取り組みます。 ○ ひとり親家庭などに対して、子育てに必要な支援に努めます。

主な取組	項目1 児童虐待防止への取組	
	目標	関係機関のネットワークにより、児童虐待の予防・早期発見できる体制を整備し、適切な支援を行う。
	事業成果	<p>練馬区要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」）の調整機関として、協議会の運営の中核となって関係機関との連絡調整にあたっている。相談受理や通報等個別ケースについて区内を4地域に分け関係機関と会議を重ね、連携を密にし支援体制の強化を図っている。個別ケースの内容により、都の児童相談所（以下「児相」）の職員や大学教授等のスーパーバイザーと協議をし対応を強化している。また、関係機関との連携により、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等」についても状況把握が行えている。</p> <p>令和元年度の取組として、スーパーバイザーに弁護士2人と児相OB1人を加えた。また、協議会の構成関係機関に、高校生年代の支援強化を目的に「東京都立高等学校」に参画を要請した。さらに義務教育年代の子どもへの支援強化を図るための専門部会として「学齢期部会」を設置した。</p> <p>会議開催回数 代表者会議 年2回 実務者会議 年3回 地域子ども家庭支援ネットワーク会議 年24回 個別ネットワーク会議 【平成29年度】 160回 【平成30年度】 152回 【令和元年度】 166回</p>
	所管課	練馬子ども家庭支援センター
	項目2 ひとり親支援事業	
目標	ひとり親家庭に児童扶養手当、児童育成手当を支給し、また医療費の一部を助成することで、児童の福祉の増進を図る。	
事業成果	<p>【平成29年度末現在】</p> <p>支給対象児童数 児童扶養手当 5,802人 児童育成手当 7,564人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 3,509世帯 5,004人</p>	

主な取組	事業成果	<p>【平成30年度末現在】</p> <p>支給対象児童数 児童扶養手当 5,561人 児童育成手当 7,370人</p> <p>対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 3,328世帯 4,783人</p> <p>【令和元年度末現在】</p> <p>支給対象児童数 児童扶養手当 5,318人 児童育成手当 7,082人</p> <p>対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 3,194世帯 4,566人</p>
	今後の取組	生活福祉課ひとり親家庭支援係と連携しながら、各手当の支給および医療費の助成を適切に行うことにより、児童の福祉の増進に努めていく。
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て支援サービスに参加できない家庭についても、保護者との信頼関係をつくり、支援してほしい。 ○ 虐待を受けたと思われる子については、長期間の見守りや支援が必要である。抜け落ちの無い体制作りを進めてほしい。 ○ ひとり親支援事業の更なる拡充を望む。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」調査時に実施する家庭訪問を契機に、子どもや保護者が必要とする支援につないでいく。 ○ 要保護対策地域協議会を通じ、関係機関との情報共有や連携をきめ細かく行うことにより、妊娠期から子育て期にまでの切れ目ない支援を実施していく。 ○ 生活福祉課ひとり親家庭支援係との連携を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親家庭への支援について周知を強化して取り組んでいく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 練馬区虐待対応拠点として、都区で専門職を含めた職員による協議が、速やかに進められる体制が整ったことは評価する。 ○ スタッフが訪問巡回を図っていることも虐待防止のために成果を期待できると考える。 ○ スーパーバイザーに弁護士2名と児相OBが加わったことに期待する。 ○ 要保護児童対策地域協議会の構成関係機関に都立高校が参画できるよう継続して進めてほしい。 ○ 障害のある子どもへの支援や児童虐待の予防、要支援家庭の早期発見の支援の体制を強化してほしい。

2 幼児教育・保育サービスの充実

重点施策	2-① 練馬区独自の幼保一元化施設の拡大	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの教育や保育についての保護者の選択の幅が広がるよう、長時間の預かり保育などを行う私立幼稚園を区が認定する施設、「練馬こども園」を推進します。 ○ 幼稚園・保育所の意見を聴きながら、幼児教育と保育の充実を図り、将来的な幼保一元化実現に向けて、「練馬こども園」の拡大に取り組みます。

主な取組	項目1 「練馬こども園」	
	目標	「練馬こども園」制度を創設し、子どもの教育や保育についての保護者の選択の幅を広げる。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度に練馬こども園として、4園認定（うち、1園は重複認定）し認定園数は20園、令和2年5月現在、定員1,429名を確保した。 ○ 新たな仕組みとして、職員体制の確保が困難な小規模園においては短時間型（9時間）の預かり保育を開始した。また、0～2歳の預かりを希望するニーズの高まりに応えるため、低年齢型の預かり保育も開始した。
	今後の取組	引き続き、認定園と定員の拡大に取り組んでいく。
	所管課	こども施策企画課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「練馬こども園」の拡大により、待機児童の解消を推進しており、社会的ニーズに適合しているといえる。今後とも、開設拡大を継続してほしい。 ○ 年度ごとに認定園が増加していることは評価できるが、認定園数の目標に達成せず残念である。今後、短時間型や低年齢型の創設に期待したい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、練馬こども園の拡大を推進し、「教育・保育を選択できる社会の実現」を目指す。 ○ 園の規模や職員体制等の状況や意向を踏まえて、練馬こども園（標準型短時間型 低年齢型）の提案ができるように取り組んでいく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 練馬こども園の拡大が進み、幼稚園での長時間預かりが可能となるなど保護者の選択の幅が広がった。今後も各園の教育内容の充実が期待される。 ○ 現場を支えるスタッフの待遇改善、研修参加などに配慮し、快適な環境を整えてほしい。 ○ 練馬区独自の幼保一元化の取り組みを評価する。 ○ 練馬こども園の拡大、短時間型や低年齢型の預かり保育の導入は、幼児教育・保育サービスの充実を図っていると評価する。

重点 施策	2-② 保育サービスの充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所の待機児童解消を目指して、私立認可保育所や地域型保育事業の誘致などを進め、定員枠を拡大します。 ○ 延長保育や一時預かりなどを実施して、保護者の多様な就労形態にあった保育サービスを充実します。

主な 取組	項目1 保育施設の定員拡大	
	目標	認可保育所181所（定員15,390名）
	事業 成果	<p>待機児童の解消を図るため、保育施設の新規整備により定員拡大を行っている。</p> <p>【平成30年4月1日現在】 認可保育所 149所（定員13,887名） 待機児童数 79名</p> <p>【平成31年4月1日現在】 認可保育所 165所（定員14,760名） 待機児童数 14名</p> <p>【令和2年4月1日現在】 認可保育所 181所（定員15,601名） 待機児童数 11名</p> <p><参考>地域型保育事業の状況 【令和2年4月1日現在】 地域型保育事業 102所（定員1,135名）</p>
	今後の 取組	待機児童の解消を図るため、令和3年4月に向けて、認可保育所9か所、474名の定員拡大を図る。
	所管課	保育課
	項目2 延長保育事業	
	目標	130か所での実施
	事業 成果	<p>延長保育の実施園を増やし、保育サービスの充実を図っている。</p> <p>平成29年度 延長保育実施園 106園 平成30年度 延長保育実施園 115園 令和元年度 延長保育実施園 130園</p>
	今後の 取組	認可保育所の新規開設と同時に延長保育事業を実施するように事業者と調整を行い、延長保育事業の定員拡大を図る。
	所管課	保育課

項目3 病児・病後児保育事業												
目標	8施設での実施											
主な取組	事業成果											
	<p>令和元年度は、平成31年4月に病児・病後児保育施設を1施設新設した。</p> <table border="0"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>7施設(1施設新設)</td> <td>延利用日数</td> <td>7,651日</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>7施設</td> <td>延利用日数</td> <td>7,403日</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>8施設(1施設新設)</td> <td>延利用日数</td> <td>8,046日</td> </tr> </table>	平成29年度	7施設(1施設新設)	延利用日数	7,651日	平成30年度	7施設	延利用日数	7,403日	令和元年度	8施設(1施設新設)	延利用日数
平成29年度	7施設(1施設新設)	延利用日数	7,651日									
平成30年度	7施設	延利用日数	7,403日									
令和元年度	8施設(1施設新設)	延利用日数	8,046日									
今後の取組	現状の施設数は需要数を確保しており、令和3年度以降は現在の施設数を維持する。(改訂後の大綱では、病児・病後児保育の項目は削除する予定。)											
所管課	保育課											

昨年度の点検・評価における主な意見(教育委員・有識者)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育園入園希望者の増大の推移を見通して、定員を拡大したことによる待機児童数減少の成果を評価する。 ○ 定員拡大による保育の質の低下や環境悪化を防ぐため、抜き打ち視察などの対策を検討してほしい。 ○ 延長保育や一時預かりなど、今後も多様な就労形態や保育ニーズに合った保育サービスの充実を進めてほしい。 ○ 障害児受入れ枠拡大のため、職員の加配等の検討を行ってほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 待機児童の解消を図るため、令和3年4月についても新たに私立認可保育所を9か所開設し、定員を拡大する。 ○ 定員拡大を続ける中であっても、保育の質や環境の維持・向上のため、区では巡回支援・指導検査を行う専管部署を設置している。各保育施設への訪問に際しては、2回目以降の場合は抜き打ちとする等、運営の実態を把握しやすくするための工夫を行うこととした。 ○ 多様化する保育ニーズに対応するため、今後も延長保育の拡充や安定的な一時預かり事業の実施を図っていく。 ○ 障害児数に応じて、区立保育園へは職員の加配を、私立保育園に対しては区から給付する運営費の加算措置を行っている。今後も各保育園で障害児を受け入れることができるよう継続して支援していく。

点検・評価欄	評価	特記事項
	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認可保育所等の定員拡大による待機児童の解消を推進し、延長保育実施園や病児・病後児保育施設を拡充して、保育サービスの充実を図っていると評価できる。 ○ 保育の質や環境の維持・向上だけでなく、職員の勤務に負担がかかっていないかの職場内研修の充実、また施設長の指導などの対策も検討してほしい。 ○ オンラインによる選定システムの導入は、保護者にも負担軽減となり、また全体を俯瞰できることでより精度の高い選択が可能となることを期待する。 ○ 幼保教育無償化により、それぞれの特徴の明確化が要求されることになると思う。

3 子どもの居場所と成長環境の充実

重点施策	3-① 安全で充実した放課後の居場所づくり	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校の施設を活用して、「学童クラブ」「学校応援団ひろば事業」の機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を実施し、すべての小学生が安全で充実した放課後や長期休業期間を過ごすことができる環境を整備します。 ○ 長期休業中における子どもたちの安全な居場所の提供および学童クラブ待機児童対策の一環として「夏休み居場所づくり事業」を拡充します。

主な取組	項目1 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり事業（ねりっこクラブ）	
	目標	すべての小学生が安全で充実した放課後や長期休業を過ごすことができる環境を整備するため、ねりっこクラブの早期全校実施を目指す。
	事業成果	<p>【平成29年度実績】 実施校数 8校（新規実施5校：中村西小、北町西小、高松小、関町小、大泉学園小）</p> <p>【平成30年度実績】 実施校数 13校（新規実施5校：春日小、谷原小、北原小、立野小、富士見台小）</p> <p>【令和元年度実績】 実施校数 19校（新規実施6校：豊玉東小、開進第三小、田柄小、光が丘第八小、石神井台小、上石神井小）</p> <p><その他> 令和2年度から実施する8校（仲町小、練馬小、光が丘春の風小、光が丘秋の陽小、石神井東小、大泉第三小、大泉学園緑小、八坂小）について準備委託を行った。</p>
	今後の取組	令和2年度4月現在、計27校で「ねりっこクラブ」を実施している。10校（開進第一小、開進第二小、開進第四小、練馬第二小、練馬東小、旭町小、下石神井小、大泉第一小、大泉第六小、大泉南小）について、令和2年度に準備委託を行い、令和3年4月からねりっこクラブを実施する。
	所管課	子育て支援課
	項目2 夏休み居場所づくり事業	
	目標	長期休業中の児童の居場所を確保し、「ねりっこクラブ」への移行を円滑に進めるため、ねりっこクラブを実施予定の6校を含む10校で実施する。
	事業成果	<p>【平成29年度実績】 実施校数 8校（うち新規実施5校） 延利用者数 9,112人</p> <p>【平成30年度実績】 実施校数 7校（うち新規実施5校） 延利用者数 6,678人</p> <p>【令和元年度実績】 実施校数 10校（うち新規実施8校） 延利用人数 9,273人</p>
	所管課	子育て支援課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての小学生が放課後、安全・安心な場所で過ごせるように、学校内施設を活用し、早急に「ねりっこクラブ」を全校開設してほしい。 ○ ねりっこクラブや夏休み居場所づくり事業を計画的に整備し、実施校を拡大している。引き続き、安全で、子供たちが楽しく生活や学習ができる居場所がつかれるように事業を推進してほしい。
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ねりっこクラブは、早期全校実施を目指し、新規開始校数の拡大を進めている。 ○ 夏休み居場所づくり事業は、近隣に児童館等、児童の居場所がない小学校への拡大を図っている。 ○ ねりっこクラブにおいては、一体型の事業の運営に特化した研修を行うなど事業の充実を図っている。

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ねりっこクラブや夏休み居場所づくり事業を計画的に拡充し、受け入れが広がったことを評価する。すべての子どもたちの居場所があることも評価できる。 ○ 引き続き、子どもたちが楽しく生活や学習ができる、安全で充実した放課後居場所づくり事業を推進してほしい。 ○ 待機者のいる地域のために学校施設の効率のよい利用を工夫していることも理解できるが、さらに検討してほしい。 ○ ねりっこクラブを早期に全校開設できるよう取り組んでほしい。

3-② 児童館事業・学童クラブの充実	
重点施策	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちの悩みや相談を受け止め、不登校・虐待などの予防、早期発見、関係機関と連携した対応につなげる児童館事業を充実します。あわせて、児童館等において中高生の居場所づくり事業を拡充します。 ○ 既存の民間学童保育への支援に加え、駅前での学童クラブの開設、長時間保育の実施など、多様な区民ニーズに応えるとともに、「ねりっこクラブ」の担い手を育成するため、新規参入する民間事業者を支援します。

項目1 児童館事業	
目標	子どもたちの身近で安全な居場所となるように事業の充実を図る。
事業成果	<p>子どもたちの悩みや相談を聞き、身近で安全な居場所となるよう事業の充実に取り組んだ。</p> <p>【平成29年度】 児童館来館者数 719,723人 相談件数 7,655人</p> <p>【平成30年度】 児童館来館者数 714,291人 相談件数 5,142人</p> <p>【令和元年度】 児童館来館者数 658,940人 相談件数 3,873人</p> <p>中高生の居場所および自己実現の場となるよう中高生居場所づくり事業の充実に取り組んだ。</p> <p>【平成29年度】 中高生事業実施日数 2,636日</p> <p>【平成30年度】 中高生事業実施日数 2,623日</p> <p>【令和元年度】 中高生事業実施日数 2,596日</p> <p>※なかよし児童館の中高生の居場所づくり事業委託を含む。 ※各館週2日程度開館時間を延長し、中高生専用の時間を設け、音楽活動やクッキング、学習支援等を実施。一部の児童館では月曜日から土曜日まで毎日実施。</p>
今後の取組	小学生の居場所となる「ねりっこクラブ」の拡大にあわせて児童館機能を見直し、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を充実する。
所管課	子育て支援課
項目2 学童クラブ事業	
目標	<p>延長保育を実施する学童クラブを拡大するため、平成31年4月から、6学童クラブ（ねりっこ学童クラブを除く）に業務委託を導入する。</p> <p>民間学童保育の充実のために、民間学童保育の事業者への助成基準を見直す。</p>

主な取組	事業成果	<p>延長保育を実施する学童クラブ（ねりっこ学童クラブを除く）の拡大。</p> <p>【平成29年度】 5施設（新規） 平成29年度末現在、28施設で延長保育を実施。</p> <p>【平成30年度】 5施設（新規） 平成30年度末現在、27施設で延長保育を実施。</p> <p>【令和元年度】 6施設（新規） 令和元年度末現在、27施設で延長保育を実施。</p> <p>民間学童保育の充実。</p> <p>【平成29年度】 事業者募集および開設準備経費助成を行った。</p> <p>【平成30年度】 事業者募集および開設準備経費助成を行った。</p> <p>【令和元年度】 事業者募集および開設準備経費助成を行った。</p>
	今後の取組	<p>学童クラブ事業については、令和2年度から新たに5施設で延長保育を実施する。</p> <p>民間学童保育については、令和2年度は新たに2施設を開設する。</p>
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中高生居場所づくり事業の充実を図っている。時代にあった児童館として、孤独を感じた子供達の居場所や助けのひとつとなることを期待している。 ○ スキルアップした職員がいることの周知に努めてほしい。今後も、児童館職員のスキルアップ研修を充実してほしい。 ○ 学童クラブへのニーズが多いため、定員を増やすことも必要であるが、環境整備や指導内容など質の充実も大切である。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中高生向け事業では、「居場所の確保」「自己実現の場」に加え、児童の葛藤や成長に寄り添う相談機能の強化に取り組んでいく。 ○ 令和元年度は、外部研修のほか全17回の課内研修を実施した。 ○ 児童館職員としての指導のスキルアップのための研修だけでなく、大学の教授を講師とした子どもの心の発達に関する研修や、児童や保護者からの相談に対し、関係機関と連携しながらよりよい支援を行うためのソーシャルワーク研修を実施する等、職員の能力開発に取り組んでいる。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の子どもたちのたまり場としての児童館は、子どもはもちろん、保護者たちにとっても気軽に相談できる場所となっている。高校生の居場所にもなり、身近な大人である職員とのつながりにも成果がみられる。 ○ 児童館機能を見直し、乳幼児や保護者、小学生とともに、中高生の居場所づくりを推進していることは評価できる。 ○ 児童館が子どもたちのよりよい居場所になるように、健全育成や自己実現の場としての活動を充実させてほしい。 ○ 中高生の居場所づくり事業として、関係機関と連携しながらの支援、また職員のスキルアップ研修を引き続き取り組んでほしい。 ○ 中高生の居場所づくり事業が親や教員以外の話せる大人との関わりにより、自然に将来や友人との悩みを相談できる場所となることを期待する。 ○ 学校だけでなく、生きる力を引き出す役割を担うのが地域の児童館の可能性だと考える。

V 点検・評価に関する有識者からの意見および助言

漆澤 その子

(武蔵大学人文学部教授)

令和2年度の点検・評価報告書を確認いたしました。各項目とも取組事業ならびにその内容について具体的に報告されており、適切な評価がなされていたと言えます。以下、「教育分野」を中心に昨今のコロナ禍をふまえつつ、注目した点について述べていきたいと思います。

「教育分野」において特に注目したのは、小中学校における ICT 教育についてです。新型コロナウイルスによる社会的影響は、周知のように児童・生徒の「学び」にも及びました。今後子どもたちの「学び」を止めないためにも、ICT 教育ならびに機器の充実は喫緊の課題と言っても過言ではありません。1-③「学校の教育環境の整備」における項目3「ICT 教育の整備」を見ると、すでに区内小中学校において教育 ICT 機器の配備や児童・生徒へのタブレットパソコンの配備準備が進められており、高く評価できる点と言えます。とりわけタブレットパソコンに関しては、児童・生徒の学習意欲を高めることにつながるばかりでなく、個々の学習進度に合った「学び」を可能にするものでもあります。また ICT 機器は、3-①「いじめ・不登校などへの対応」における項目3「児童・生徒の不登校対策の充実」にあるように、普通教室等への通常登校が困難な児童・生徒の「学び」の機会にもつながります。しかしその一方で、その利活用次第では児童・生徒の「学び」や心身の健康を妨げることにもなりかねません。そのためにも、1-②「教員の資質・能力の向上」における項目1「教員研修の充実」にもふれられている ICT 機器の多様な利活用、ならびに情報リテラシーに関する教員の能力向上が一層求められるでしょう。以上の諸事業は、それぞれ関連しているものでありながら所轄課が異なるものも見受けられます。今後速やかに諸事業を進めるためにも、各所轄課の連携が期待されるところです。

次に「子育て分野」に関してですが、高い評価がなされている1-②「多様な子育て支援サービスの充実」にあげられている、オンラインによる子育ての広場の開始（項目1「子育てのひろばの整備」）や乳幼児一時預かりのインターネット予約（項目3「乳幼児一時預かり事業」）は、利用者の多様なニーズを鑑みても大いにその利活用の推進が期待されます。また、今後は各施設の利用や予約状況を SNS 等で発信するなどの試みも考えられるでしょう。

「新しい生活様式」が求められるなかで、子どもたちを取り巻く環境は変化を余儀なくされてきました。今後、こうした社会の変化に対応した取組についても検討していただきたいと思えます。

則 貴久

(練馬区立中学校 PTA 連合協議会顧問)

練馬区教育分野、子育て分野においての、点検及び評価表を拝見させていただき、日々の皆様のご尽力に感謝いたしますと共に、以下、全体を通しての意見を書かせていただきたいと思います。

概ね、点検・評価の結果にも示されていますように、重点施策において、主な取組による事業成果はあげられているものと判断いたします。

学力調査結果を踏まえた学力向上への取組において、過去三年、小学校・中学校ともに、全教科において国・都の平均を上回っている結果は、日々の取組による成果の現れかと推察いたします。

人権教育・道徳教育の推進において、今後の取組として「特別の教科 道徳」が、より充実するよう取り組まれますことを持続させることに加え、その道徳の授業を行う教員への資質向上、教員研修の充実を求めたいと思います。

外国語教育の充実では、将来、子供たちの就業、生活に関わっていく可能性が高いように認識されるので、日常的な活用に生かせる為にも、ALT 配置日数拡大は今後の取組として高く評価されることかと思えます。

児童・生徒の食育の推進において、地場産物の提供に取り組まれているのは、高く評価されることと思えます。合わせて、給食の残飯量に対しての取組も、他の区や地域での成功されている地域の情報を収集し、参考にしたうえで活用していただくことを期待いたします。

学校施設の整備において、老朽化した校舎が区内には大変多く、改築・改修は順次行われている様です。各学校の施設整備による教育環境の格差が生じないようご配慮を求めますと共に、より一層、事業推進へのご一考を願います。

ICT 環境の整備は、ハード面は充実してきているようです。ソフト面の方でも、より一層の拡充を期待いたします。

教育相談体制の充実では、いじめや不登校の事例がなかなか減らない中、「いじめの未然防止・早期発見・早期対応」などの取組が行われていることで、しっかり実態がつかめている結果が、表面に現れてきていると感じます。

令和7年度までに、小学校1クラスの定員を35人以下に引き下げる方向で最終調整に入ったとの記事を読み、これについて文部科学省では、きめ細かな教育の実施や新型コロナウイルスの感染防止のためには、少人数学級の実現が必要だとして、小・中学校共に1クラスの定員を30人以下に引き下げるよう求めているとあります。1クラスの定員を引き下げる動きは、「教員負担軽減」につながるかと思えますし、それによって、「支援が必要な子供たちへの取組の充実」にもより良い影響を与えていくことかと思えます。

私なりの意見を述べさせていただきましたが、全体的には、様々な施策を遂行されていると思います。今後も、子供たちの取り巻く環境への取組にご尽力いただけたらと願います。

広岡 守穂

(中央大学法学部教授)

点検評価はおおむね適正であると認めます。

しかし点検評価と点検評価の枠組みは別です。評価の枠組みそのものにはいくぶんか物足りなさを感じたことも否定できません。

昨年1月以来、新型コロナウイルス感染症が全世界に広がり、いまだ世界中がパンデミックのさなかにあります。昨年の日本は長期間の休校やオンライン形式の授業がおこなわれたり、各種大会が中止になったりし、地域の幼児教育や保育サービスなど子どもの育ちにかかわる分野も、まさしく非常事態でしたし、それはいまでも続いています。

そのことを考えると、未曾有の事態にしっかり対応できる体制だったかどうかを振り返る視点が、今年度の点検評価においてこそ必要だったのではないかと思います。

たとえば区民の不安をやわらげるために、敏速かつ適切な情報提供をおこなうことのできる体制になっていたかどうか。昨年のことですが、わたし自身が見聞いたことでいえば、子ども子育て会議で教育長が新型コロナウイルス感染症の状況について報告をしました。それによっていくぶんか不安がやわらいだことを覚えています。

区民の立場にたち区民が必要とするものは何かをしっかりと見極めることが大切です。とくに不安が深刻であればあるほど、最高責任者が先頭にたって懇切に説明に力をつくすことが重要になります。新型コロナでは各国首脳が国民にどのように語りかけるかが注目されていますが、ドイツのメルケル首相の談話は情理をつくしており心をうつものがありました。

あらかじめ点検評価の項目をたて、その枠組みにそって毎年おなじ方法で点検評価をおこなうことは、行政の継続性を考えると必須です。しかし同時に不測の事態が起こったときに効果的に対応できるかどうかを確認することも重要です。

来年度の点検評価におきましては、そのことを念頭において評価の枠組みそのものを検討するところからはじめていただきたいと思います。

VI 令和3年度の主な事業

今年度は、「練馬区教育・子育て大綱」の重点施策に係る主な取組と今後の方向性を総合的に点検・評価しました。

大綱において、教育分野では「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」、子育て分野では「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備」を目標として掲げています。教育委員会では、今回の評価を踏まえ、目標の実現に向け取り組んでいきます。令和3年度の主な事業は下記のとおりです。

○教育分野

(1) ICTを利活用したきめ細かな学びの推進

タブレット PC 等を活用した学校 ICT の充実に向け、教員向けの研修を強化するほか、ICT 支援員を大幅に増員し、教員の ICT レベルを引き上げる。また、ICT 機器の利活用を進めるため、ICT 機器の実践事例等をまとめた(仮称)ICT 実践事例集を作成する。

(2) 小中学校校舎等の改築

児童生徒にとって安全で快適な教育環境とするため、小中学校の改築を進める。令和3年度は、小学校4校(下石神井小学校、石神井小学校、上石神井北小学校、関町北小学校)、中学校1校(大泉西中学校)の改築工事を行う。また、小学校1校(上石神井北小学校)、小中一貫教育校1校(旭丘小学校・旭丘中学校)の改築に向けた設計を行う。

(3) スクール・ロイヤー制度の導入

いじめをはじめとした、学校での諸問題の対応を迅速かつ適切に行うため、学校が直接、弁護士へ法律相談できる、スクール・ロイヤー制度を導入する。

(4) 教職員出退勤管理システムの稼働

学校における働き方改革の一環として「教職員出退勤管理システム」を稼働し、在校時間等の管理と事務負担の軽減を図る。

(5) 不登校実態調査の実施

不登校は様々な要因が絡み合っ起こることから、実態の把握が必要である。不登校対策をより実効あるものとするため、3年度からの2か年で不登校実態調査を行う。

○子育て分野

(1) 「ねりっこクラブ」の拡大

学童クラブの待機児童の解消に向け、学童クラブ事業とひろば事業を一体的に運営する「ねりっこクラブ」の早期全校実施に向けて実施校を拡大する。

(2) 「ねりっこプラス」の開始

ねりっこクラブ実施校における待機児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用し、学童クラブに準ずる保育機能を持った「ねりっこプラス」を開始する。

(3) 保育所の新設

待機児童ゼロ達成後も増加する保育ニーズに対応するため、私立認可保育所8か所（定員370名）を新設する。

(4) 障害児保育の充実

保育所における障害児保育の質を高めるため、新たに私立認可保育所への、臨床心理士や社会福祉士等による巡回指導を開始し、地域型保育施設への区独自の障害児受入加算を設ける。また、訪問看護事業者と協力して区立認可保育所でインスリン注射等の医療的ケアを実施する。

(5) 練馬区虐待対応拠点における都区協働の新たな取組の実施

都区それぞれで受け付けた虐待通告について、練馬区虐待対応拠点において都区共通のチェックリストを用いた初期対応の振り分けを行う取組を開始します。

(6) 多胎児家庭への支援の充実

多胎児家庭が抱える育児や家事、健診等で外出する際の負担を軽減し、安心して子育てをする環境を整備するため、育児支援ヘルパー事業の利用料を更に軽減するとともに、ファミリーサポート事業の2歳児未満の多胎児に新たな利用料の減免を実施するなど支援策の拡充を図る。

(7) スーパーバイザーの拡充

子育てに悩む保護者や虐待を受けた子どもへの支援を強化するため、児童心理司OBをスーパーバイザーに加えます。

(8) 家庭型子どもショートステイ事業の充実

保護者の入院や出産などのときでも、子どもたちが通学や通園などの日常生活を継続できるよう、地域の養育家庭等の協力によりショートステイ事業を充実する。

【担 当】

練馬区教育委員会事務局 教育振興部 教育総務課

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

電 話 5984-5609 (直通)

ファックス 3993-1196

電子メールアドレス GAKKOSHOMU01@city.nerima.tokyo.jp

令和3年2月19日
教育振興部学校施設課

令和3年度学校関係工事計画（案）について

1 概要

区 分	小学校	中学校	計
改築工事	4校	1校	5校
校舎等改修工事	7校	6校	13校
給水設備等改修工事	4校	4校	8校
給食室等改修工事	1校	0校	1校
一般改修工事	13校	8校	21校
設計等委託	23校	12校	35校
合 計	52校	31校	83校

2 公表

令和3年度予算成立後、区のホームページに掲載する。

3 工事計画内容

別紙のとおり

小学校

令和3年度学校関係工事計画(案)

区 分	件 名	学 校 名	予定工期
改築工事	校舎等改築工事	下石神井小	4月～8月 (H29～3年度)
		石神井小	4月～11月 (元～3年度)
		関町北小	4月～5年7月 (2～5年度)
		上石神井北小(解体)	9月～4年3月
校舎等改修工事	校舎屋上防水外壁改修等工事	豊玉東小(期)、北町小(期) 北町西小(期)、泉新小(期)	4月～11月 (2～3年度)
	受変電設備改修工事	北町西小、大泉小、大泉第六小	4月～11月 (2～3年度)
給水設備等改修工事	給水管等改修工事	仲町小、練馬小、八坂小	4月～10月 (元～3年度)
	水飲栓直結給水化工事	開進第三小	4月～10月 (元～3年度)
給食室等改修工事	給食室不燃区画工事	光和小	6月～8月
一般改修工事	トイレ改修工事	北町小	4月～10月 (2～3年度)
	プール改修工事	豊玉第二小、練馬小、大泉北小	7月～4年3月
	プールろ過機(配管)改修工事	早宮小、向山小	11月～4年3月
	屋内運動場空調機設置工事	豊玉第二小、北町西小、旭町小 大泉小、大泉第六小、大泉学園桜小	4月～11月 (2～3年度)
	普通教室改修工事	練馬第三小	5月～9月
設計等委託	校舎等改築工事監理	下石神井小、石神井小、関町北小	改築工事予定 工期と同じ
	校舎改築実施設計	上石神井北小	4月～7月 (2～3年度)
	校舎屋上防水外壁改修等設計	光が丘第八小、富士見台小	5月～4年1月
	屋内運動場空調機設置設計	開進第一小、開進第四小、練馬小 田柄小、谷原小、大泉第三小 大泉西小、橋戸小	4月～11月 (2～3年度)
	受変電設備改修設計	開進第四小、練馬小、大泉第三小 大泉西小、橋戸小	4月～11月 (2～3年度)
	プール改修設計	開進第四小、南町小 光が丘四季の香小、石神井小	6月～4年1月

中学校

令和3年度学校関係工事計画(案)

区 分	件 名	学 校 名	予定工期
改築工事	校舎等改築工事	大泉西中	4月～11月 (元～3年度)
校舎等改修工事	校舎屋上防水外壁改修工事	開進第三中、大泉中	6月～11月
	受変電設備改修工事	開進第一中、開進第二中、石神井西中	4月～10月 (2～3年度)
	防火設備改修工事	八坂中(期)	4月～9月 (元～3年度)
給水設備等改修工事	給水管等改修工事	光が丘第一中	4月～9月 (元～3年度)
	水飲栓直結給水化工事	練馬中、石神井中、石神井南中	4月～10月 (元～3年度)
一般改修工事	プール改修工事	光が丘第三中、石神井中、八坂中	9月～4年3月
	非常放送設備改修	豊玉中	6月～9月
	屋内運動場空調機設置工事	開進第一中、開進第二中、石神井西中	4月～10月 (2～3年度)
	校庭散水設備改修工事	開進第二中	4月～10月 (2～3年度)
設計等委託	校舎等改築工事監理	大泉西中	改築工事予定 工期と同じ
	校舎等改築実施設計	旭丘小・中	5月～5年2月 (3～4年度)
	屋内運動場空調機設置設計	練馬中、石神井南中、南が丘中 大泉北中	4月～11月 (2～3年度)
	受変電設備改修設計	練馬中	4月～11月 (2～3年度)
	火災報知設備改修設計	貫井中、石神井南中	6月～4年1月
	非常放送設備改修設計	石神井南中	6月～4年1月
	給水設備等改修設計	光が丘第二中	4月～10月 (2～3年度)
	プール改修設計	豊溪中	7月～4年2月

令和3年2月19日
教育振興部保健給食課

令和3年度中学校臨海学校について

下田・岩井少年自然の家で実施している中学校臨海学校は、下記のとおり令和2年度と同様中止とする。

記

1 臨海学校の概要

- (1) 実施時期 7月21日から8月17日まで
- (2) 参加生徒 中学校1年生のうち、参加を希望する生徒
- (3) 実施状況 令和元年度参加生徒数2,921名。例年、在籍生徒のうち約7割が参加

2 中止の理由

- (1) 東京オリンピック・パラリンピック観戦を最優先とするため
令和3年度は、東京オリンピック・パラリンピックが開催されるため、すべての中学校で観戦を計画している。よって、観戦を最優先とする。
- (2) 臨海学校の安全監視体制を組むことが困難なため
臨海学校は、岩井と下田の2方面で実施をしている。実施においては、安全監視業者に委託をしている。しかし、特に岩井方面では、人材不足が顕著なため、教員が安全監視の主体を担っている。来年度は、東京オリンピック・パラリンピックで生徒を引率するために、多人数の教員を割く必要があり、臨海学校を安全に実施するための人的対応が取れない。
- (3) 交通機関の確保および時期変更が困難なため
東京オリンピックおよびパラリンピック実施期間中は、バス需要が逼迫する。練馬区の臨海学校は規模が大きく、交通機関の確保が難しい。また、8月18日以降は土用波の影響を受けることが多くなり、時期変更も困難である。

令和3年2月19日
教育振興部教育指導課

令和3年度練馬区立中学校生徒海外派遣について

令和3年度の練馬区立中学校生徒海外派遣は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止とする。

1 中止の理由

本事業の実施に当たっては、2月以降、業者との契約、引率教員の推薦、派遣候補生の募集などの準備を進める必要がある。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、派遣を予定していたオーストラリアにおいてはオーストラリア人や永住者（関係者を含む）以外のすべての渡航者が入国禁止となっている（令和3年2月1日現在）。また、今後一部解禁となっても厳しい規制があることが見込まれる。

これらのことから令和3年度の本事業を中止する。

2 事業の概要（参考）

（1）目的

国際理解教育の推進のために、英語学習の発展として区立中学校生徒を海外に派遣し、友好関係を深めるとともに、国際社会に貢献できる人材を育成する。

（2）内容

- ① 派遣国・都市 オーストラリア イプスウィッチ市
- ② 派遣生徒数 区立中学2・3年生 各校2名（計66名）
- ③ 派遣期間 夏季休業期間中の8日間（平成26年度～）
 * 令和元年度は7月21日～28日に実施

不登校児童・生徒への支援の充実について

1 区西部地域における適応指導教室の開設

(1) 実施場所

練馬区上石神井一丁目41番5号（民間施設を賃借）

※ 本施設は、区立施設で実施するまでの暫定利用とする。

(2) 実施内容

① 適応指導教室事業 小学生・中学生対象

② 居場所支援事業 小学生・中学生対象

(3) 委託事業者

事業者名 株式会社トライグループ

所在地 大阪市中央区南本町三丁目6番14号

代表者名 代表取締役 平田 友里恵

(4) 開設時期

令和3年3月（予定）

(5) 案内図および平面図

裏面のとおり

2 不登校実態調査の実施

(1) 目的

不登校には、学習の遅れや人間関係、家庭環境などの様々な要因が複雑に影響していることから、不登校対策をより実効あるものとするために、不登校の経験がある区立中学校の卒業生を対象に追跡調査を行うほか、現在在籍中の不登校児童・生徒の実態を把握する。

(2) 調査期間

令和3年度からの2年間

(3) 調査の概要

① 調査対象

中学生時代に不登校であった15歳から20歳の方

② 調査内容

義務教育終了後の就学状況や不登校当時の振り返り等30項目程度のアンケート調査やヒアリング調査等多角的な調査を実施。

※ 在籍中の不登校児童生徒の実態調査も実施し、分析を行う。

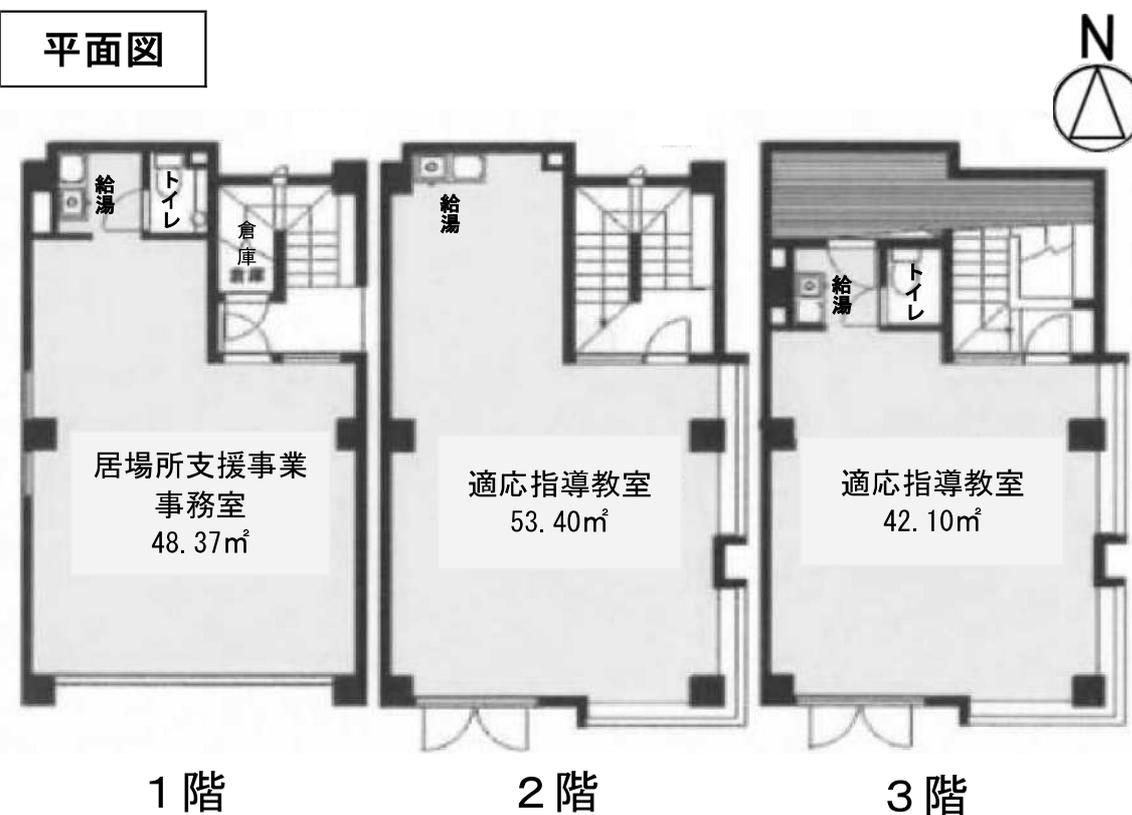
案内図



学校教育支援センター適応指導教室（区西部地域）

上石神井1-41-5 第18上石神井並木ビル

平面図



令和3年2月19日
こども家庭部こども施策企画課

令和3年度「練馬こどもカフェ」の拡大について

「練馬こどもカフェ」は、第2次みどりの風吹くまちビジョンに基づき、民間カフェと協働し、子どもが学び、遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供するため、現在区内カフェ等の店舗スペースを活用し、5店舗で実施している。

令和3年度からは、新たに「練馬こどもカフェ」の実施場所を1店舗追加し、全6店舗で事業を開催する。

1 利用対象者

区内の就学前の乳幼児およびその保護者

2 新たな協働法人および実施店舗

法人名 NPO法人ママコモガーデン

店舗 ママコモハウス（東京都練馬区栄町1-11 菊屋ビル1階）

3 スケジュール（予定）

2月下旬 新規店舗でのプレ開催

4月 事業協定の締結

区ホームページにて事業周知、申込受付開始（開催日は調整中）

資料 9	
------	--

令和 3 年 2 月 19 日
こども家庭部 保育課
こども家庭部保育計画調整課

保育所の I C T 化の推進について

令和 3 年 3 月改定予定、「練馬区教育・子育て大綱」(素案)では、保護者の利便性向上を図るため、窓口や保育施設における I C T 化を推進することを、子育て分野における重点施策の一つに掲げている。

保護者の利便性向上と職員の事務作業の負担軽減による保育サービス向上のため、令和 3 年度より新たに、下記の事業を実施する。

記

1 区立認可保育所の I C T 化推進

目的および概要

既に多くの私立認可保育所で導入が進んでいる保育業務の I C T 化について、区立認可保育所では、情報セキュリティに関する国の方針により、遅れていた現状がある。

そこで、区立認可保育所においても、下記、 を実施するため、保育業務支援システムを導入する。

保護者の利便性向上

保護者と施設の間でやり取りされる連絡帳やアンケート、施設からの各種お知らせ等が、いつでもどこでも保護者が所有するスマートフォン等から送受信できるようにすることで、保護者と施設とのコミュニケーション向上を図る。

事務作業の負担軽減による保育サービスの向上

児童の登降園管理や健康の記録、指導計画の作成等をシステム化することで事務作業の軽減を図る。これにより、保育士が子どもと向き合うゆとりや時間の確保につなげる。

対象施設

区立認可保育所 全 60 か所

導入スケジュール(予定)

令和 3 年度 民間委託により運営する 19 か所で導入
以降、段階的に拡大する。

2 私立認可保育所向け保育給付費等管理システムの導入

目的および概要

区では毎月、私立認可保育所からの申請に基づき、保育所の運営費を給付している。給付申請にあたっては、随時変動する職員数や児童数のほか、各種要件の確認のため、多岐に渡る資料の作成および提出が必要となる。また、国・都が定める基準額は例年、改正されるため、都度、書式等の修正が必要となる。

大量かつ複雑な申請内容を漏れなく作成、提出するには、膨大な時間と労力が必要となる。こうした現状は、区・保育所双方にとって、事務負担の過大化を招く要因となっている。

そこで、各私立認可保育所と区との間で情報が記録できる環境をインターネット上に構築し、給付申請および審査事務を行えるシステムを導入する。これにより、保育所の事務負担を軽減し、子どもと向き合う時間の確保につなげるとともに、区の給付審査事務の迅速性の向上を図る。

対象施設

区内に所在する私立認可保育所 全 130 箇所

導入スケジュール（予定）

令和3年 4月	開発に着手
令和3年10月～令和4年3月	テスト導入
	私立認可保育所への説明会および研修実施
令和4年 4月	本格導入

令和3年2月19日
こども家庭部
練馬子ども家庭支援センター

多胎児家庭への支援の充実について

多胎児家庭が抱える家事や育児の負担、経済的負担を軽減し、安心して子育てをする環境を整備するため、令和3年度から以下のとおり多胎児家庭への支援の充実する。

1 育児支援ヘルパー事業の利用料減免等

家事支援や健診時の外出同行等が必要な家庭にヘルパーを派遣する育児支援ヘルパー事業について、多胎児家庭を対象とした負担軽減を拡充する。

(1) 現行

利用期間：出産後～産後2歳未満

利用料金：500円／時間

(2) 拡充後

利用期間：妊娠期～産後2歳未満

利用料金：300円／時間（一般家庭は1,000円／時間）

2 ファミリーサポート事業の利用料減免

子どもの一時預かりや、買い物・健診等への外出同行に利用できるファミリーサポート事業について、多胎児を対象に1人分の料金で利用できるようにする。

(1) 対象者

2歳未満の多胎児を養育する利用会員

(2) 減免の方法

多胎児家庭に対し、「(仮称)多胎児ファミサポ利用券」(以下、「利用券」という。)を交付する。ファミリーサポート事業を利用する場合、多胎児のうち二人目以降の利用料金を利用券で支払うことができる。

・利用券の配布枚数：96枚／年（双子の場合の枚数。三つ子の場合は192枚）